

平成25年度  
ファミリーホーム実態調査  
集計結果

ファミリーホームの設置運営の促進  
ワーキンググループ

# 目 次

<b>I 調査の実施概要</b> .....	1
<b>II 属性情報</b> .....	2
1. 開設年月日（国制度）	
2. 開設年月に地（地方自治体単独）	
3. 設置主体	
4. 事業者の概要	
<b>III 基礎データ</b> .....	4
1. 人員形態	
1-1. 人員数及び児童数	
2-1. 兼業者のファミリーホームにおける仕事の割合	
2-2. 兼業者の職業	
3. 補助者の業務と週当たり時間数及び続柄	
4. 委託児童数	
4-1. 児童の委託前の状況	
5. 開設時の委託児童の人数	
6. 定員数（一時保護を除く）を満たしていない期間（5人未満）	
7. 委託されている子どもの状況	
8. 養育が困難となって解除されたケースの理由	
<b>IV ファミリーホームとして利用している建物について</b> .....	15
1. 住居形態	
1-1. 国や地方自治体からの家賃補助額（貸家の場合）	
1-2. 借家の場合における家主との取り決め（契約）内容（例）	
1-3. 養育者が養育前から居住していた住居か否か	
1-4. 施設整備のために利用した補助金の種類	
2. 間取り等	
2-1. 築年数と建築形態	
3. ファミリーホームの運営形態	
<b>V 運営状況について（法人：25 ホームの回答）</b> .....	20
1. 養育者・補助者の年齢	
2. 経理の対応	
3. 人事の対応	
4. ファミリーホームの運営形態	
5. 社会的養護関係施設以外の施設が運営している社会福祉法人やNPO法人が設置した経緯	
6. 社会的養護関係施設を運営している社会福祉法人が設置した経緯	
7. 他機関との連携・支援の状況	
8. 児童相談所との連携内容	
9. 児童養護施設等との連携内容	
10. 連携している他の機関種別	
<b>VI 運営状況について（個人：147 ホームの回答）</b> .....	30
1. 養育者・補助者の年齢	
2. 経理の対応	
3. ファミリーホームを設置した経緯	
4. 他機関との連携・支援の状況	
5. 児童相談所との連携内容	
6. 児童養護施設等との連携内容	
7. 連携している他の機関の種類	
<b>VII 委託調整の方法等</b> .....	38
1. 児童相談所に特に配慮してほしいこと	
2. レスパイトサービスの利用状況	
<b>VIII 自由回答例</b> .....	40

# I 調査の実施概要

- 【目的】 本調査は、ファミリーホームの現状の人員形態、委託されている児童の状況、設置の経緯および課題について調査を実施し、今後のファミリーホームの設置・運営を推進していくための基礎資料を収集することを目的に実施した。
- 【調査対象】 全国に所在するファミリーホーム 206 件を調査対象とした。
- 【調査期間】 調査実施：平成 25 年 11 月から 12 月
- 【調査項目】 調査項目の概要は下記のとおり。
- 【有効回収数】 有効回収数は、172 件（有効回収率 83.5%）であった。

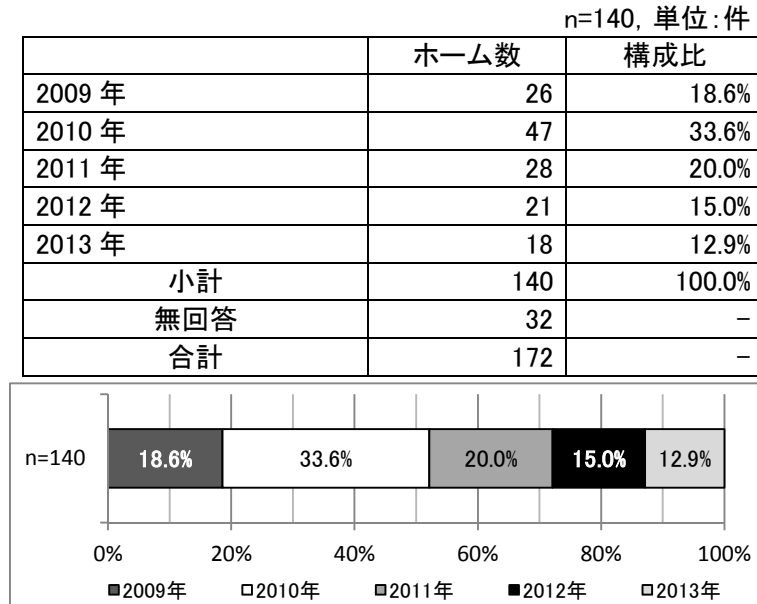
調査項目	概要
1. 基礎データ	<ul style="list-style-type: none"><li>・人員形態等</li><li>・兼業者の職業 補助者の業務</li><li>・委託児童数の推移 委託児童の状況</li></ul>
2. 建物の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・住居の形態</li></ul>
3. 運営状況 (法人／個人)	<ul style="list-style-type: none"><li>・養育者・補助者の年齢</li><li>・経理、人事対応 運営形態</li><li>・設立の経緯</li><li>・連携の状況</li></ul>
4. 委託調整の方法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童相談所に配慮してほしいこと</li><li>・レスパイトサービスの状況</li><li>・開設の動機</li><li>・現在の問題点と相談先</li><li>・今後の課題</li></ul>

## II 属性情報

### 1. 開設年月日【国制度】

国制度に基づく開設年月日の構成をみると、「2009年」18.6%、「2010年」33.6%、「2011年」20.0%、「2012年」15.0%、「2013年」12.9%となっていた（図表Ⅱ-1）。

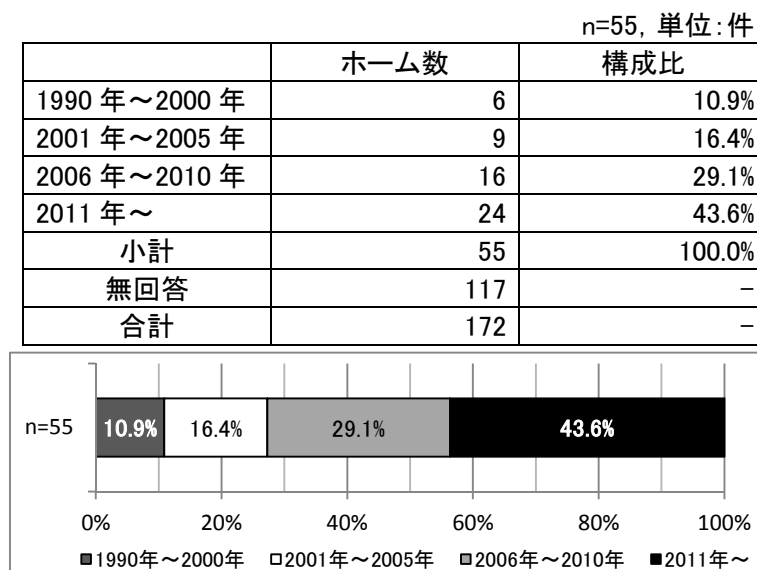
図表Ⅱ-1 開設年月(国制度)



### 2. 開設年月日【地方自治体単独】

地方自治体単独の制度に基づく開設年月日の構成をみると、「1990～2000年」が10.9%、「2001年～2005年」16.4%、「2006年～2010年」29.1%、「2011年以降」43.6%となっていた（図表Ⅱ-2）。

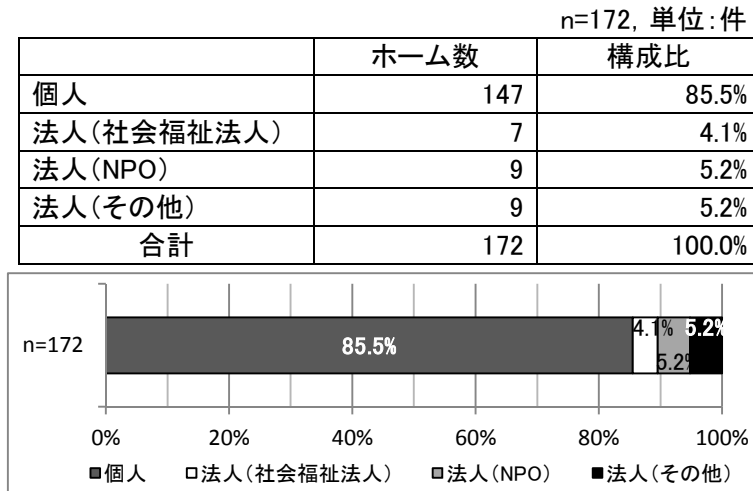
図表Ⅱ-2 開設年月(地方自治体単独)



### 3. 設置主体

設置主体の種別をみると、「個人」が85.5%、「法人（社会福祉法人）」4.1%、「法人（NPO）」、「法人（その他）」がそれぞれ5.2%であった（図表Ⅱ-3）。

図表Ⅱ-3 開設年月(地方自治体単独)



### 4. 事業者の概要

事業者の概要についてみると、「養育里親として委託児童の養育の経験を有するものが、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとして自ら事業者となるもの」が72.7%、「児童養護施設等の職員が養育里親となり、養育者として自らの住居をファミリーホームとして自ら事業者となるもの」が8.1%、「児童養護施設等の職員を経験する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの」13.4%、「児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの」3.5%、「その他」2.3%であった（図表Ⅱ-4）。

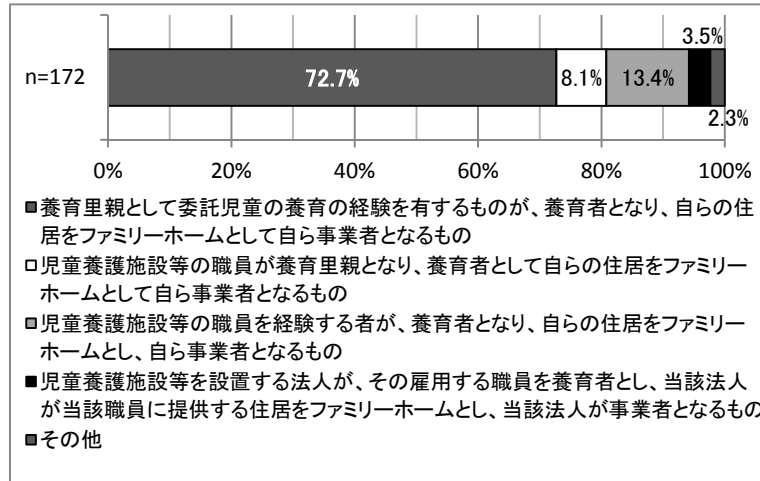
図表Ⅱ-4 事業者の概要

n=172, 単位:件

	ホーム数	構成比
養育里親として委託児童の養育の経験を有するものが、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとして自ら事業者となるもの	125	72.7%
児童養護施設等の職員が養育里親となり、養育者として自らの住居をファミリーホームとして自ら事業者となるもの(※1)	14	8.1%
児童養護施設等の職員を経験する者が、養育者となり、自らの住居をファミリーホームとし、自ら事業者となるもの(※2)	23	13.4%
児童養護施設等を設置する法人が、その雇用する職員を養育者とし、当該法人が当該職員に提供する住居をファミリーホームとし、当該法人が事業者となるもの	6	3.5%
その他	4	2.3%
合計	172	100.0%

※1：施設の職員が、在職中に里親となってファミリーホームを開設したもので、里親になったことをファミリーホーム開設の動機付けにしたものを含む。

※2：施設の職員が、里親となったものの、施設からの支援のもと、ファミリーホームを開設したものを含む。



### III 基礎データ

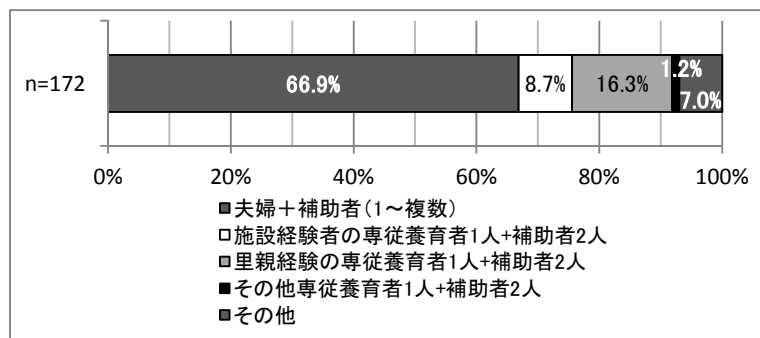
#### 1. 人員形態

人員形態についてみると、「夫婦+補助者（1～複数）」66.9%、「施設経験者の専従養育者 1人+補助者 2人」8.7%、「里親経験の専従養育者 1人+補助者 2人」16.3%、「その他専従養育者 1人+補助者 2人」1.2%、「その他」7.0%であった（図表Ⅲ-1）。

図表Ⅲ-1 人員形態

n=172, 単位: 件

	ホーム数	構成比
夫婦+補助者(1～複数)	115	66.9%
施設経験者の専従養育者1人+補助者2人	15	8.7%
里親経験の専従養育者1人+補助者2人	28	16.3%
その他専従養育者1人+補助者2人	2	1.2%
その他	12	7.0%
合計	172	100.0%



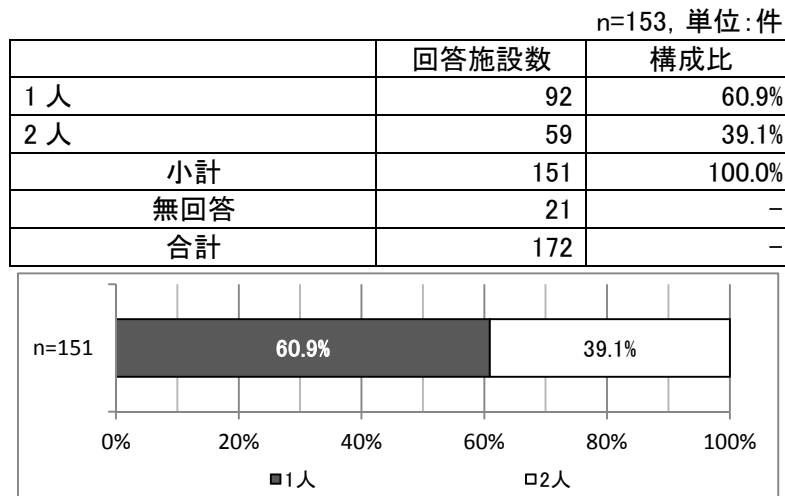
### 1-1. 人員数及び児童数

人員数及び児童数（平成 25 年 10 月時点）についてみると、専従養育者は、「1 人」60.9%、「2 人」39.1%であった（図表Ⅲ-2）。

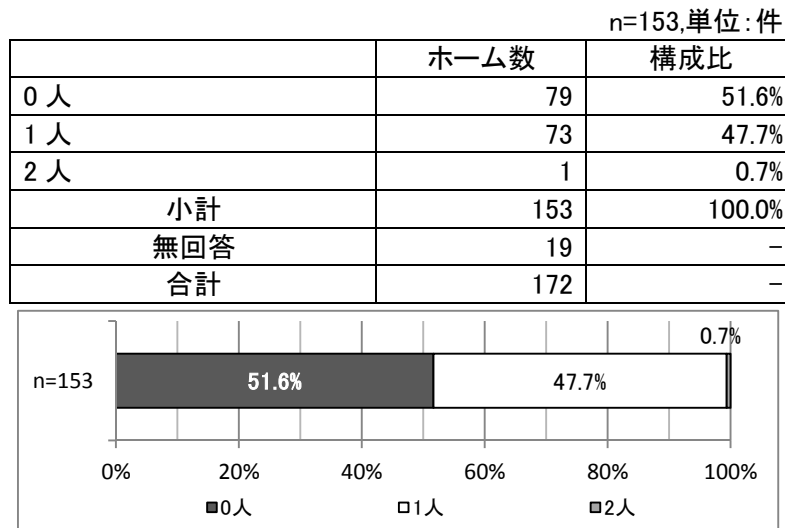
また、兼業養育者では、「0 人」51.6%、「1 人」47.7%、「2 人」0.7%であった（図表Ⅲ-3）。補助者については、「0 人」2.0%、「1 人」20.4%、「2 人」38.2%、「3 人」17.8%、「4 人」14.5%、「5 人」5.3%、「6 人以上」2.0%であった（図表Ⅲ-4）。なお、補助者の雇用形態別の構成比は、「正規雇用」30.1%、「パート」69.9%であった（図表Ⅲ-5）。

ファミリーホームで生活している人数についてみると、「8 人」23.0%、「7 人」18.2%、「9 人」15.8%の順であった（図表Ⅲ-6）。

図表Ⅲ-2 専従養育者数



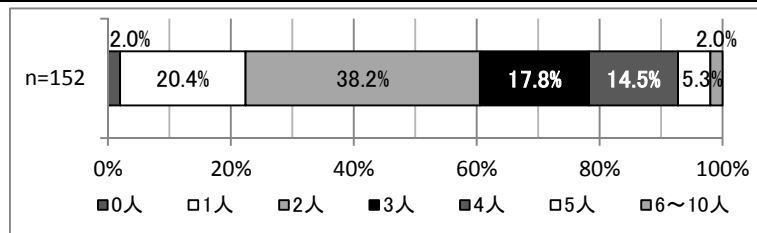
図表Ⅲ-3 ファミリーホーム運営に携わる兼業養育者の人数



図表Ⅲ-4 ファミリーホーム運営に携わる補助者の人数

n=152, 単位:件

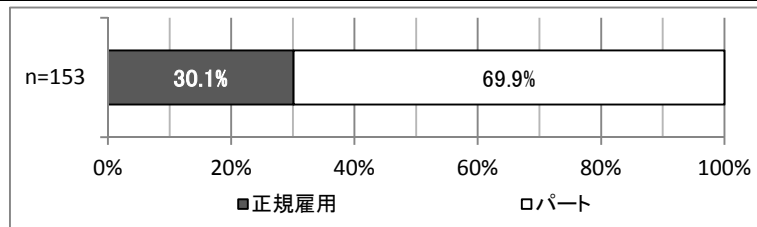
	ホーム数	構成比
0人	3	2.0%
1人	31	20.4%
2人	58	38.2%
3人	27	17.8%
4人	22	14.5%
5人	8	5.3%
6人以上	3	2.0%
小計	152	100.0%
無回答	20	-
合計	172	-



図表Ⅲ-5 補助者の雇用形態別構成比

n=153, 単位:人

	補助者 (計)	補助者 (正規雇用)	補助者 (パート)
人数	392	118	274
	100.0%	30.1%	69.9%



参考:補助者の雇用形態別、人数別構成比

n=153, 単位:件

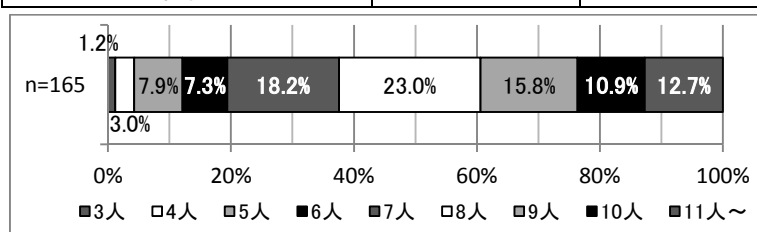
	補助者(計)		補助者(正規雇用)		補助者(パート)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0人	3	2.0%	76	49.7%	34	22.2%
1人	31	20.3%	52	34.0%	47	30.7%
2人	58	37.9%	14	9.2%	35	22.9%
3人	27	17.6%	8	5.2%	14	9.2%
4人	22	14.4%	1	0.7%	14	9.2%
5人	8	5.2%	2	1.3%	6	3.9%
6人	4	2.6%	0	0.0%	3	2.0%
計	153	100.0%	153	100.0%	153	100.0%
無回答	19	-	19	-	19	-
合計	172	-	172	-	172	-



図表Ⅲ-6 ファミリーホームで生活している人数

n=165,単位:件

	ホーム数	構成比
3人	2	1.2%
4人	5	3.0%
5人	13	7.9%
6人	12	7.3%
7人	30	18.2%
8人	38	23.0%
9人	26	15.8%
10人	18	10.9%
11人～	21	12.7%
小計	165	100.0%
無回答	7	-
合計	172	-



参考:ファミリーホームで生活している人数(内訳)

n=165,単位:件

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	小計	無回答	合計
養育者 (専業と兼業を含む)	0	30	132	2	0	0	0	0	164	8	172
	0.0%	18.3%	80.5%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	-	-
補助者(同居の実子、 親族以外の場合)	115	28	16	4	1	0	1	0	165	7	172
	69.7%	17.0%	9.7%	2.4%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%	100.0%	-	-
委託児童	2	0	14	16	31	52	50	0	165	7	172
	1.2%	0.0%	8.5%	9.7%	18.8%	31.5%	30.3%	0.0%	100.0%	-	-
実子	100	34	21	7	1	1	1	0	165	7	172
	60.6%	20.6%	12.7%	4.2%	0.6%	0.6%	0.6%	0.0%	100.0%	-	-
その他親族	133	17	8	4	1	2	0	0	165	7	172
	80.6%	10.3%	4.8%	2.4%	0.6%	1.2%	0.0%	0.0%	100.0%	-	-
その他	143	13	6	1	2	0	0	0	165	7	172
	86.7%	7.9%	3.6%	0.6%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	-	-

## 2-1. 兼業者のファミリーホームにおける仕事の割合

兼業者がいると回答し、平日の1週間のうちのファミリーホームの仕事に係る時間数を記入した65ホームについて、その時間数をみると、「0～20時間」52.3%、「20～40時間」20.0%の順であった（図表Ⅲ-7）。

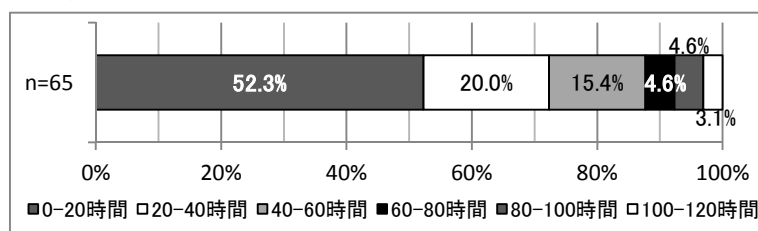
図表Ⅲ-7 兼業者のファミリーホームにおける平日の仕事時間(注)

n=65, 単位: 件

	回答施設数	構成比
0-20 時間	34	52.3%
20-40 時間	13	20.0%
40-60 時間	10	15.4%
60-80 時間	3	4.6%
80-100 時間	3	4.6%
100-120 時間	2	3.1%
小計	65	100.0%

※図表Ⅲ-3では、兼業養育者がいるホーム数は74件であったが、上記質問については無回答のホームが9件あったため、65件が集計対象となっている。

注：兼業者が複数いる場合は、その合計時間となっている。



## 2-2. 兼業者の職業

兼業者がいると回答し、兼業者の職業について回答した69ホームについてみると、「サービス業（他に分類されないもの）」30.4%、「医療・福祉」15.9%の順であった（図表Ⅲ-8）。

図表Ⅲ-8 兼業の職業

n=69, 単位: 件

	ホーム数	構成比		ホーム数	構成比
農業・林業	2	2.9%	学術研究、専門・技術サービス業	1	1.4%
漁業	1	1.4%	宿泊業、飲食サービス業	2	2.9%
鉱業、採石業、砂利採取	0	0.0%	生活関連サービス業、娯楽業	0	0.0%
建築業	4	5.8%	教育、学習支援業	6	8.7%
製造業	4	5.8%	医療、福祉	11	15.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	複合サービス業	2	2.9%
情報通信業	0	0.0%	サービス業（他に分類されないもの）	21	30.4%
運輸業、郵便業	4	5.8%	公務（他に分類されるものを除く）	1	1.4%
卸売業、小売業	2	2.9%	その他	7	10.1%
金融業、保険業	0	0.0%	小計	69	100.0%
不動産業、物品賃貸業	1	1.4%			

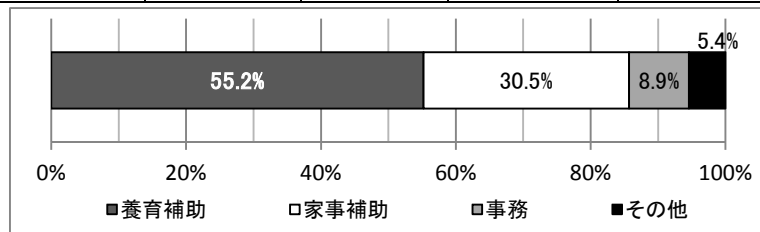
※図表Ⅲ-3では、兼業養育者がいるホーム数は74件であったが、上記質問については無回答のホームがあったため、その件数と一致しない。

### 3. 補助者の業務と週当たりの時間数及び続柄

補助者の業務と週当たりの業務種類別の時間数割合についてみると、「養育補助」が55.2%、「家事補助」30.5%であった。また、一人平均業務時間は、「養育補助」が20.5時間、「家事補助」15.5時間であった（図表Ⅲ-9）。補助者の続柄については、「親族」が20.2%、「実子」18.7%であった（図表Ⅲ-10）。

図表Ⅲ-9 補助者の業務と週のうちの時間

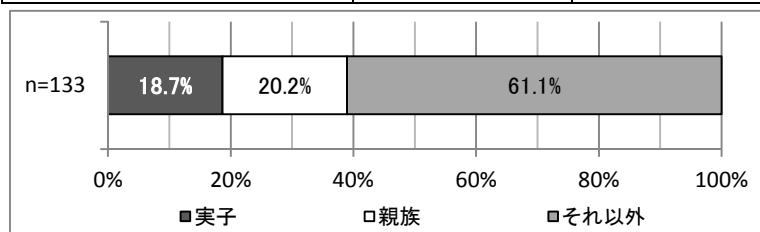
	合計 業務時間 (時間)	構成比 (%)	補助者数 (人)	一人平均 業務時間 (時間)	回答した ホーム数 (件)
養育補助	5,422.5	55.2%	264	20.5	121
家事補助	2,995.5	30.5%	193	15.5	110
事務	872.5	8.9%	76	11.5	65
その他	531	5.4%	41	13.0	34
合計	9,821.5	100.0%	—	—	—



図表Ⅲ-10 補助者の続柄

n=133,単位:人

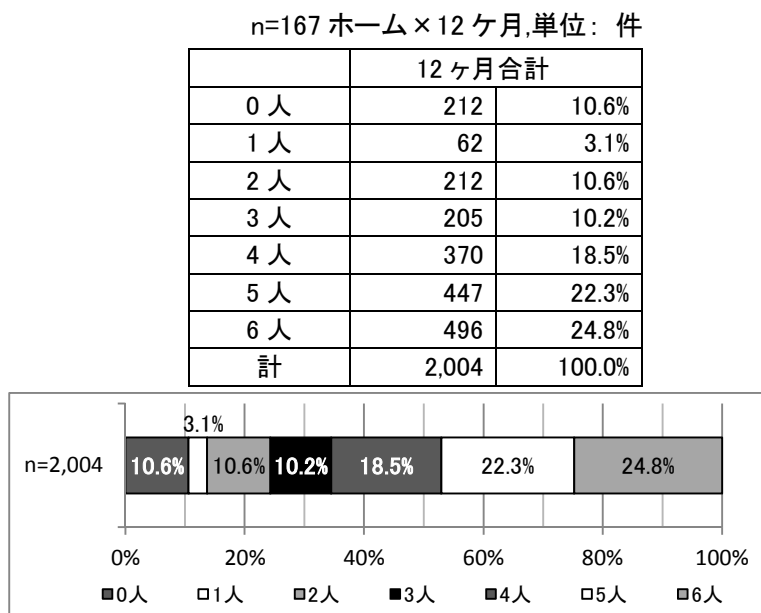
	補助者数	構成比
実子	60	18.7%
親族	65	20.2%
それ以外	196	61.1%
合計	321	100.0%



#### 4. 委託児童数

平成 24 年度の毎月 1 日時点の委託児童数について、12 ヶ月間の委託児童数別の延べホーム数の構成比についてみると、「6 人」が 24.8%、「5 人」22.3%、「4 人」18.5%の順であった（図表Ⅲ-11）。なお、平成 24 年度の毎月 1 日時点の委託児童数の人数別ホーム数の構成比は以下の通りであった（図表Ⅲ-12）

図表Ⅲ-11 委託児童数の人数別構成比(平成 24 年度延べホーム数)



図表Ⅲ-12 委託児童数別の構成比(平成 24 年毎月 1 日時点の該当ホーム数)

n=167, 単位: 件

	4 月 1 日		5 月 1 日		6 月 1 日		7 月 1 日		8 月 1 日		9 月 1 日	
0 人	21	12.6%	20	12.0%	15	9.0%	17	10.2%	16	9.6%	14	8.4%
1 人	6	3.6%	7	4.2%	8	4.8%	9	5.4%	6	3.6%	6	3.6%
2 人	22	13.2%	21	12.6%	23	13.8%	17	10.2%	20	12.0%	18	10.8%
3 人	20	12.0%	18	10.8%	20	12.0%	21	12.6%	19	11.4%	20	12.0%
4 人	29	17.4%	31	18.6%	27	16.2%	30	18.0%	34	20.4%	30	18.0%
5 人	35	21.0%	36	21.6%	34	20.4%	31	18.6%	31	18.6%	37	22.2%
6 人	34	20.4%	34	20.4%	40	24.0%	42	25.1%	41	24.6%	42	25.1%
計	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%

	10 月 1 日		11 月 1 日		12 月 1 日		1 月 1 日		2 月 1 日		3 月 1 日	
0 人	15	9.0%	17	10.2%	20	12.0%	19	11.4%	19	11.4%	19	11.4%
1 人	4	2.4%	5	3.0%	2	1.2%	3	1.8%	3	1.8%	3	1.8%
2 人	18	10.8%	16	9.6%	18	10.8%	14	8.4%	13	7.8%	12	7.2%
3 人	17	10.2%	17	10.2%	15	9.0%	15	9.0%	12	7.2%	11	6.6%
4 人	31	18.6%	32	19.2%	29	17.4%	34	20.4%	33	19.8%	30	18.0%
5 人	42	25.1%	40	24.0%	40	24.0%	37	22.2%	42	25.1%	42	25.1%
6 人	40	24.0%	40	24.0%	43	25.7%	45	26.9%	45	26.9%	50	29.9%
計	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%	167	100.0%

平成 24 年度の延べ児童数の性別をみると、「男児」53.4%、「女児」46.6%であった（図表Ⅲ-13）。延べ委託児童数の性別割合の構成比をみると、「男児」では、「80%以上」が25.6%、「60-80%」20.6%を占めた。「女児」では「60-80%」22.5%、「-20%」、「20-40%」がそれぞれ21.9%であった（図表Ⅲ-14）。

年齢別にみると、「就学前児童」19.5%、「小学生」35.5%、「中学生」21.3%、「高校生以上」23.6%の構成となっていた（図表Ⅲ-15）。平成 24 年度の延べ委託児童数の年齢別割合の構成比をみると、「就学前児童」、「中学生」、「高校生以上」のいずれも「-20%」の割合が最も高くなっていた。なお、「小学生」は、「20-40%」が最も高くなっていた（図表Ⅲ-16）。

図表Ⅲ-13 延べ委託児童数(性別) (160 ホームの平成 24 年度延べ委託児童数)

n=160 単位:人

	男児	女児
延べ委託児童数合計	4,164	3,628
	53.4%	46.6%

図表Ⅲ-14 延べ委託児童数の性別・割合別構成比 (平成 24 年度)

n=160, 単位:件

	男児		女児	
-20%	24	15.0%	35	21.9%
20-40%	32	20.0%	35	21.9%
40-60%	30	18.8%	29	18.1%
60-80%	33	20.6%	36	22.5%
80%-	41	25.6%	25	15.6%
計	160	100.0%	160	100.0%

図表Ⅲ-15 延べ委託児童数(年齢別) (160 ホームの平成 24 年度の延べ委託児童数)

n=160, 単位:人

就学前児童	小学生	中学生	高校生以上	計
1,523	2,770	1,658	1,841	7,792
19.5%	35.5%	21.3%	23.6%	100.0%

図表Ⅲ-16 延べ委託児童数の年齢別・割合別構成比 (平成 24 年度)

n=160, 単位:件

	就学前児童		小学生		中学生		高校生以上	
-20%	95	59.4%	49	30.6%	84	52.5%	82	51.3%
20-40%	27	16.9%	50	31.3%	50	31.3%	42	26.3%
40-60%	24	15.0%	35	21.9%	18	11.3%	20	12.5%
60-80%	6	3.8%	14	8.8%	6	3.8%	10	6.3%
80%-	8	5.0%	12	7.5%	2	1.3%	6	3.8%
計	160	100.0%	160	100.0%	160	100.0%	160	100.0%

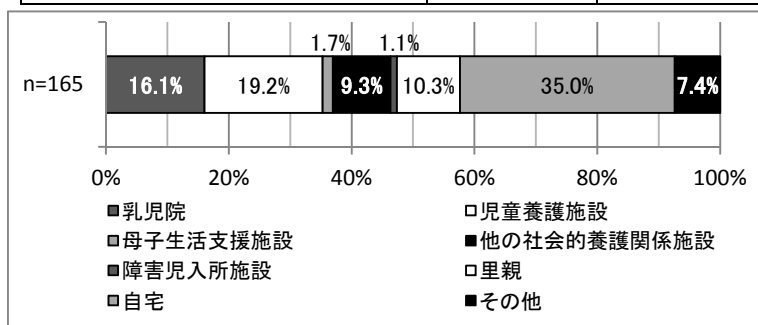
#### 4-1. 児童の委託前の状況

平成25年10月に委託されている児童（平成25年度10月）の委託前の状況についてみると、「自宅」35.0%、「児童養護施設」19.2%、「乳児院」16.1%、「里親」10.3%の順であった（図表Ⅲ-17）。

図表Ⅲ-17 委託されている児童の委託前の状況（平成25年10月時点）

n=165, 単位:人

	児童数	構成比
乳 児 院	122	16.1%
児 童 養 護 施 設	146	19.2%
母 子 生 活 支 援 施 設	13	1.7%
他の社会的養護関係施設 (児童自立支援施設・情緒障害 児短期治療施設)	71	9.3%
障 害 児 入 所 施 設	8	1.1%
里 親	78	10.3%
自 宅	266	35.0%
そ の 他	56	7.4%
合 計	760	100.0%



#### 5. 開設時の委託児童の人数

開設時の委託児童の年齢別人数（平均値）をみると、「小学生」36.9%、「高校生以上」24.2%、「中学生」19.6%、「就学前児童」19.2%の順であった（図表Ⅲ-18）。

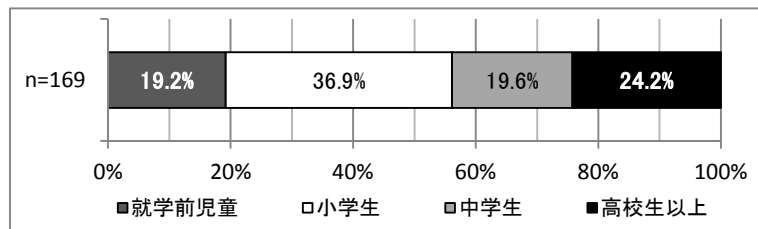
図表Ⅲ-18 開設時の委託児童の年齢別人数(平均値)

※回答全体の平均値を算出

n=169, 単位:人

	児童数	構成比
就 学 前 児 童	0.6	19.2%
小 学 生	1.1	36.9%
中 学 生	0.6	19.6%
高 校 生 以 上	0.7	24.2%
合 計	3.1	100.0%

注：年齢別の委託児童数の平均値は、小数点第2位以下を四捨五入しているため年齢別の人数を合計しても、「合計」の値と一致しない。



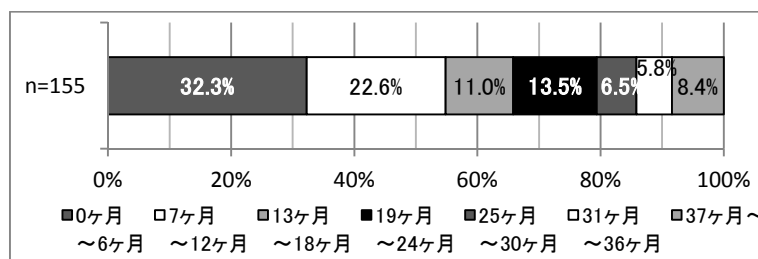
## 6. 定員数(一時保護を除く)を満たしていない期間(5人未満)

開設後から平成25年10月までの間で定員数(一時保護を除く)を満たしていない期間(5人未満)をみると、「0ヶ月～6ヶ月」が32.2%、「7ヶ月～12ヶ月」22.6%の順であった(図表Ⅲ-19)。

図表Ⅲ-19 定員数(一時保護を除く)を満たしていない期間  
(開設から平成25年10月までの間)

n=155, 単位:件

期間	ホーム数	構成比
0ヶ月～6ヶ月	50	32.3%
7ヶ月～12ヶ月	35	22.6%
13ヶ月～18ヶ月	17	11.0%
19ヶ月～24ヶ月	21	13.5%
25ヶ月～30ヶ月	10	6.5%
31ヶ月～36ヶ月	9	5.8%
37ヶ月～	13	8.4%
小計	155	100.0%
無回答	17	-
合計	172	-



## 7. 委託されている子どもの状況

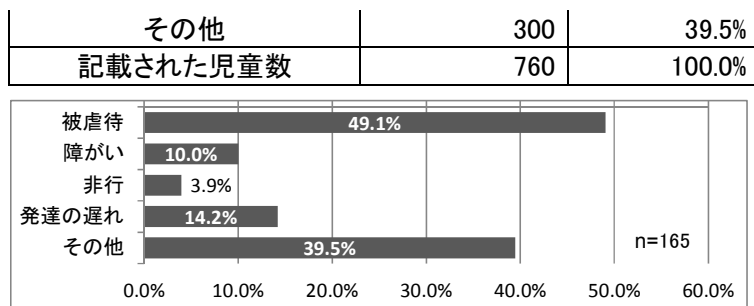
平成25年10月時点で委託されている子どもについて、以下の状況に該当すると記載された760人について、その構成をみると、「被虐待」49.1%、「障がい」10.0%、「非行」3.9%、「発達の遅れ」14.2%、「その他」39.5%であった(図表Ⅲ-20)。

「その他」の具体的な記入内容をみると、「実親が養育困難」、「ネグレクト」、「保護者死亡」、「委託児童が発達障害を有している」等が挙げられた。

図表Ⅲ-20 委託されている子どもの状況(複数回答)

n=165, 単位:人

状況	児童数	構成比
被虐待	373	49.1%
障がい	76	10.0%
非行	30	3.9%
発達の遅れ	108	14.2%



## 8. 養育が困難となって解除されたケースの理由

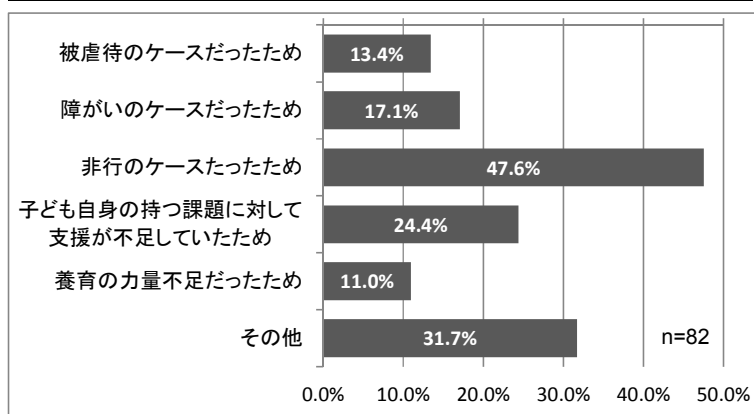
開設から平成 25 年 10 月までの間で養育が困難となって解除されたケースがあり、その理由を回答したホーム数を見ると、「非行のケースだったため」47.6%、「その他」31.7%、「子ども自身の持つ課題に対して支援が不足していたため」24.4%の順であった（図表Ⅲ-21）。

「その他」に関する具体的な記入内容をみると、「不登校」、「いじめによる転校」、「病気」、「性加害への対応が必要となったため」、「子ども間の問題」が挙げられた。

図表Ⅲ-21 解除されたケースの理由（複数回答）

n=82, 単位: 件

	ホーム数	構成比
被虐待のケースだったため	11	13.4%
障がいのケースだったため	14	17.1%
非行のケースだったため	39	47.6%
子ども自身の持つ課題に対して支援が不足していたため	20	24.4%
養育の力量不足だったため	9	11.0%
その他	26	31.7%
回答ホーム数	82	100.0%



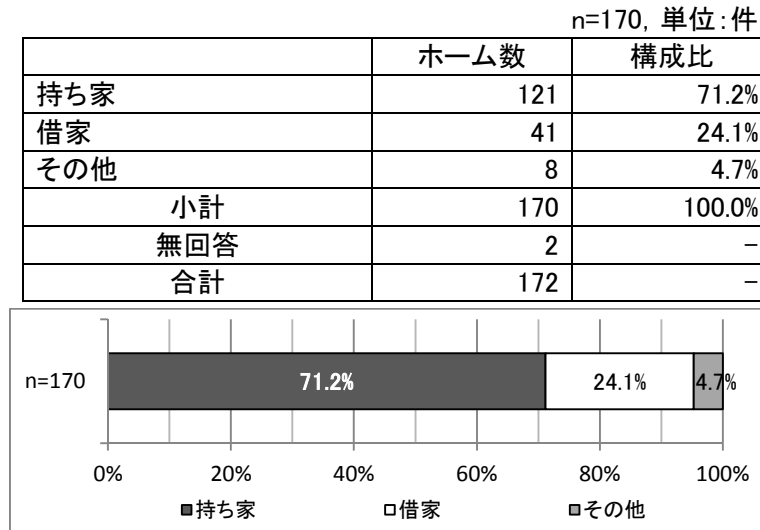


## IV ファミリーホームとして利用している建物について

### 1. 住居形態

住居の形態についてみると、「持ち家」71.2%、「借家」24.1%であった（図表IV-1）。

図表IV-1 住居の形態

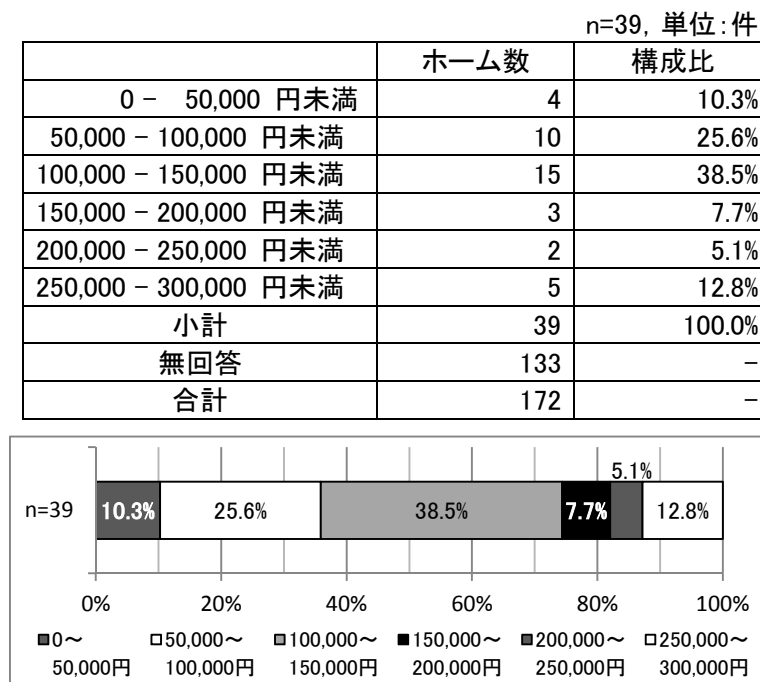


#### 1-1. 国や地方自治体からの家賃の補助額（借家の場合）

国や地方自治体からの家賃補助額（月額）は、「100,000 - 150,000 円未満」38.5%、「50,000 - 100,000 円未満」25.6%であった（図表IV-2）。

家賃の月額は、「0 - 100,000 円未満」37.5%、「100,000 - 200,000 円未満」35.0%であった（図表IV-3）。

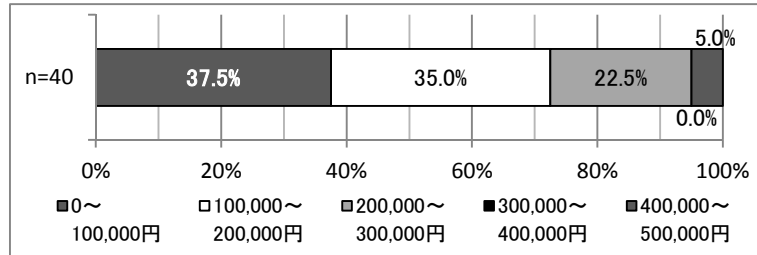
図表IV-2 家賃補助額(月額)



図表IV-3 家賃額(月額)

n=40, 単位:件

	ホーム数	構成比
0 - 100,000 円未満	15	37.5%
100,000 - 200,000 円未満	14	35.0%
200,000 - 300,000 円未満	9	22.5%
300,000 - 400,000 円未満	0	0.0%
400,000 - 500,000 円未満	2	5.0%
小計	40	100.0%
無回答	132	-
合計	172	-



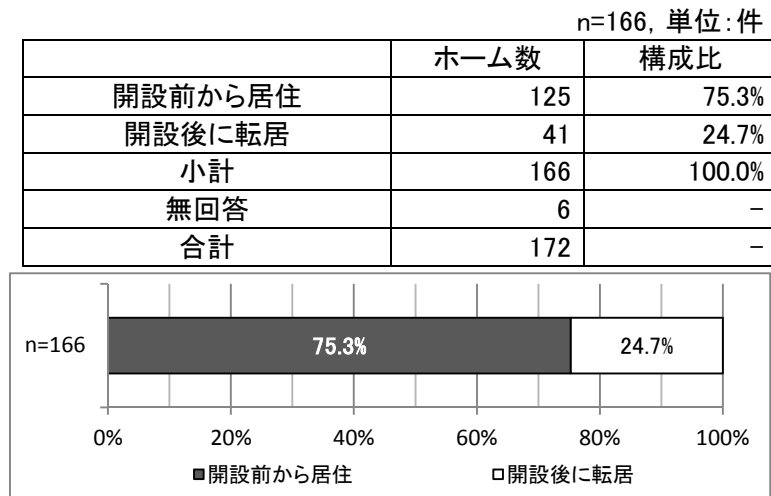
### 1-2. 借家の場合における家主との取り決め(契約)内容(例)

- 契約を2年ごとに更新すること。
- 契約を1年ごとに更新すること。
- 実質無期限借用の契約としていること。
- 土地建物賃貸借契約を締結。契約期間は10年間であるが、規定する使用目的であれば利用する間に期間を延長すること。
- 契約を2年ごとに更新すること。更新料は25万円である。
- 契約を2年ごとに更新すること。更新料は新家賃の1ヶ月分としていること。
- 建物の改修はファミリーホームの負担において自由にできること。賃料を2ヶ月以上滞納した場合、建物等を目的以外に使用した場合、他の債務のため仮差押等々の契約条件に違反した場合には、契約解除となること。
- 改造・改修については、ホーム側の負担により必要に応じて実施して良いこと。
- 一般の借家契約に準ずる。現状のまま増改築は不可能。トイレのみ1ヶ所増設した。
- 賃料は無料であるが、建物の維持管理費はファミリーホームが負担すること。
- 通常の賃貸契約でありファミリーホームとしての使用を許可している。
- 建物使用覚書を交わしている。使用料は無料である。
- 自由に建物を使用できる。家主が立て替えを実施。現在は家賃が高額であるが、5年ごとに家賃が下がる仕組みとしていること。
- 「安心こども基金」を利用するため5年間は最低居住できることを規定。ファミリーホームがリフォームを自由に実施できること。家主は修繕費を負担しないが、修繕等が必要な状況になった場合には、ファミリーホームは修繕費等を負担せずに退去できること。
- 平成27年3月にファミリーホームが購入する条件での賃貸契約としていること。
- 市所有であること。
- 家主は兼業者の母親であるため金銭的な取り決め以外は特にない。

### 1-3. 養育者がファミリーホーム開設前から居住していた住居か否か

養育者がファミリーホーム開設前から居住していた住居か否かについてみると、「開設前から居住」75.3%、「開設後に転居」24.7%であった（図表IV-4）。

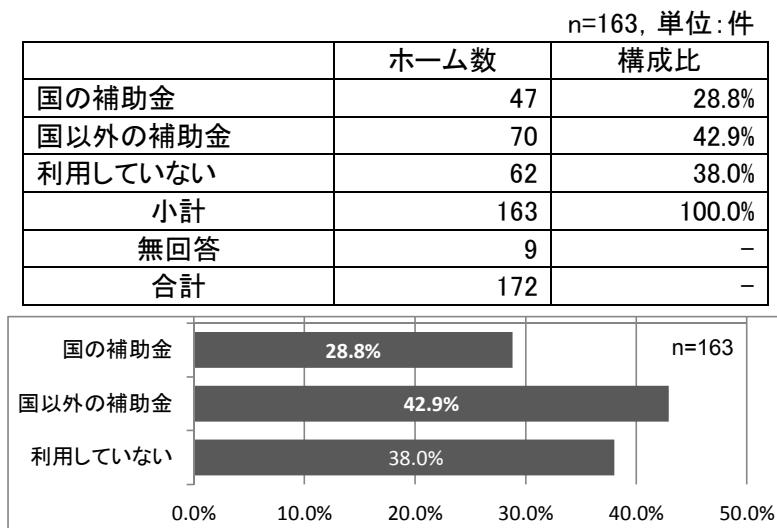
図表IV-4 居住状況



### 1-4. 施設整備のために利用した補助金の種類

施設整備のために利用した補助金の種類についてみると、「国以外の補助金」42.9%、「利用していない」38.0%、「国の補助金」28.8%の順であった（図表IV-5）。

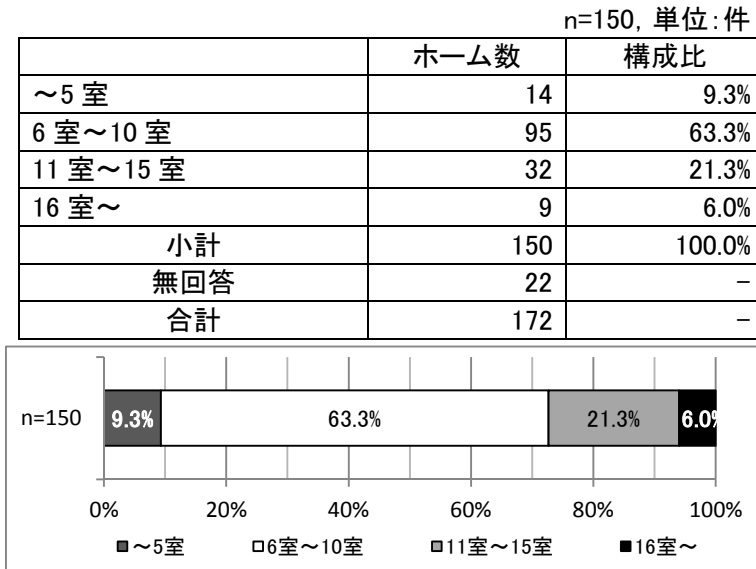
図表IV-5 補助金の種類(複数回答)



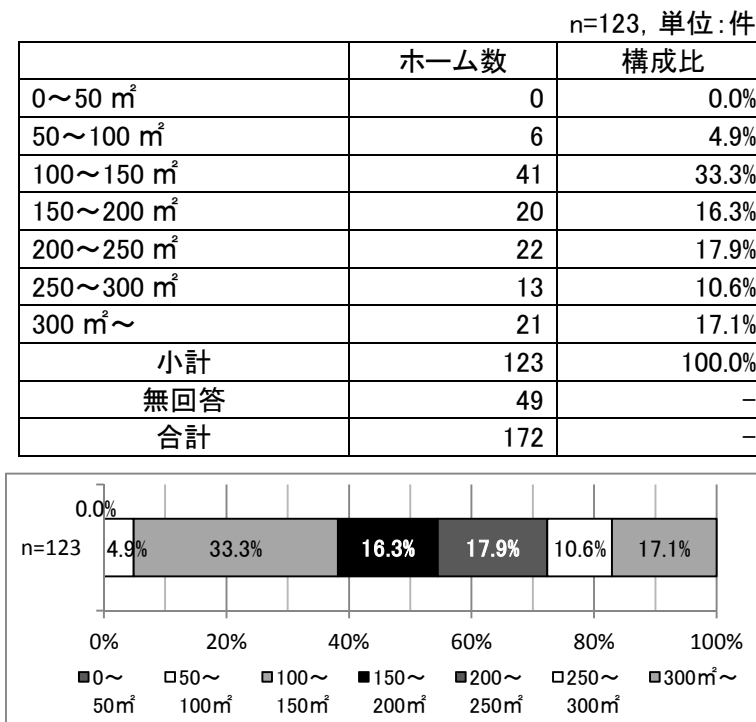
## 2. 間取り等

間取り等についてみると、全部屋数は、「6室～10室」が63.3%、「11室～15室」21.3%の順であった（図表IV-6）。総面積数は、「100～150㎡」33.3%、「200～250㎡」17.9%、「300㎡以上」17.1%の順であった（図表IV-7）。

図表IV-6 間取り等(全部屋数)



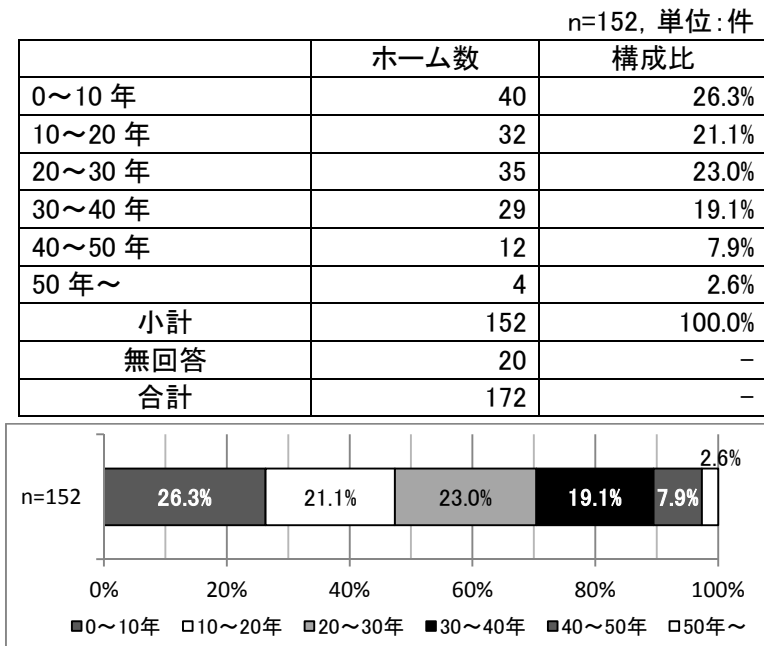
図表IV-7 総面積



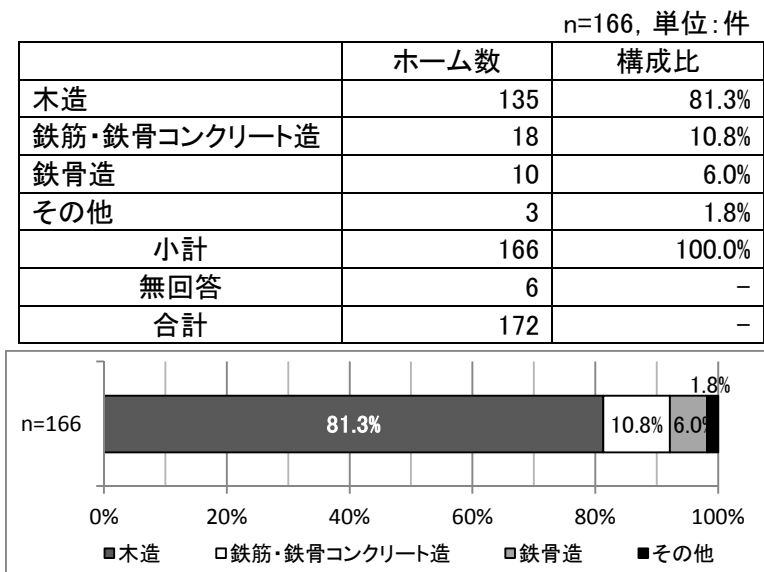
## 2-1. 築年数と建築形態

建築年数についてみると、「0年～10年」26.3%、「20～30年」23.0%、「10～20年」21.1%の順であった(図表IV-8)。建築形態は、「木造」81.3%、「鉄筋・鉄骨コンクリート造」10.8%、「鉄骨造」6.0%、「その他」1.8%であった(図表IV-9)。

図表IV-8 建築年数



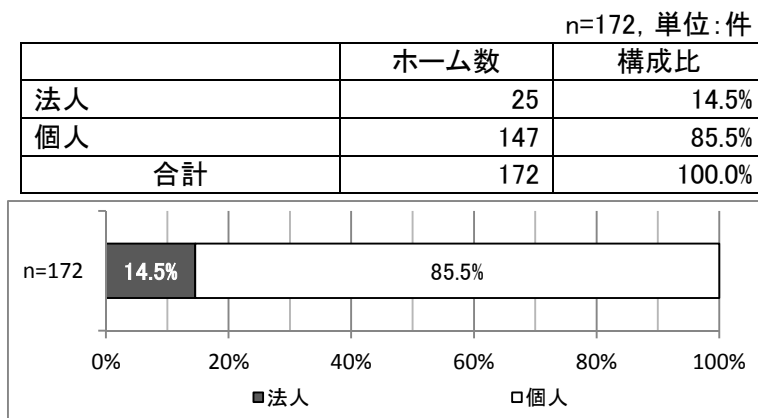
図表IV-9 建築形態



### 3. ファミリーホームの運営形態

ファミリーホームの運営形態についてみると、「法人」14.5%、「個人」85.5%であった（図表IV-10）。

図表IV-10 建築年数



## V 運営状況について（法人：25 ホームの回答）

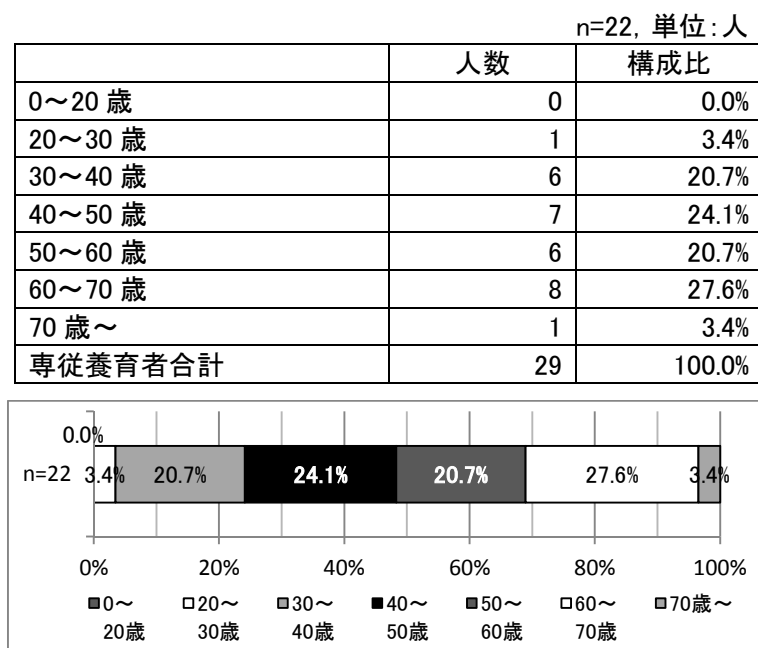
### 1. 養育者・補助者の年齢

専従養育者の年齢についてみると、「60～70歳」が27.6%と最も高く、「30～40歳」が20.7%、「40～50歳」24.1%、「50～60歳」20.7%となっていた（図表V-1）。

同様に兼業養育者の年齢についてみると、「35～40歳」が57.1%を占めた（図表V-2）。

補助者では、「30～35歳」が24.4%で最も高く、「20～25歳」が20.5%、「35～40歳」、「40～45歳」がそれぞれ19.2%であった（図表V-3）。

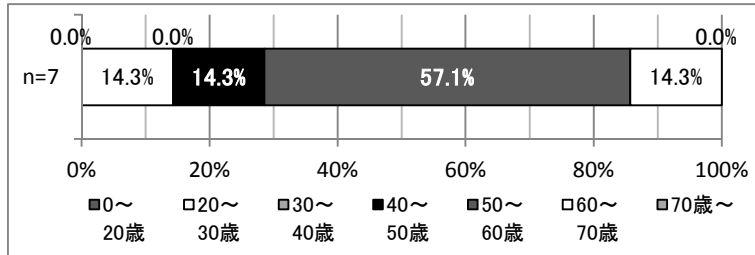
図表V-1 専従養育者の年齢構成



図表 V-2 兼業養育者の年齢構成

n=7, 単位:人

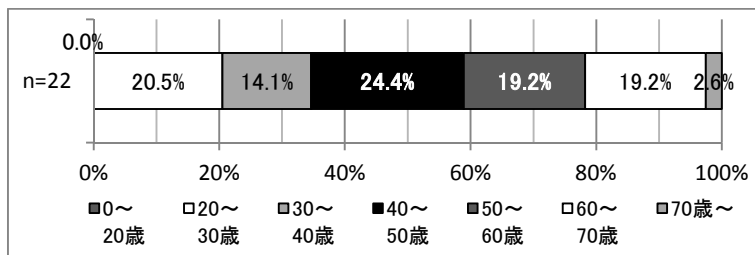
	人数	構成比
0～20 歳	0	0.0%
20～25 歳	1	14.3%
25～30 歳	0	0.0%
30～35 歳	1	14.3%
35～40 歳	4	57.1%
40～45 歳	1	14.3%
70 歳～	0	0.0%
兼業養育者合計	7	100.0%



図表 V-3 補助者の年齢構成

n=22, 単位:人

	人数	構成比
0～20 歳	0	0.0%
20～25 歳	16	20.5%
25～30 歳	11	14.1%
30～35 歳	19	24.4%
35～40 歳	15	19.2%
40～45 歳	15	19.2%
70 歳～	2	2.6%
補助者合計	78	100.0%

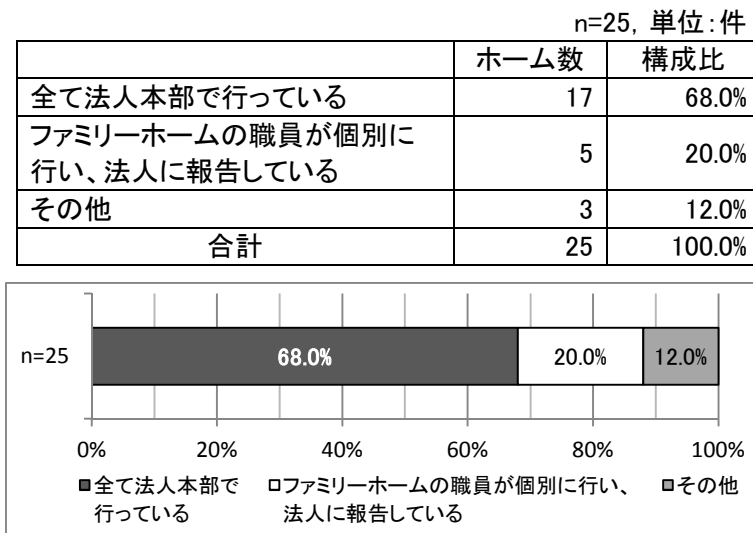


## 2. 経理の対応

経理の対応についてみると、「全て法人本部で行っている」68.0%であった（図表V-4）。

「その他」に関する具体的な記述をみると、「小口現金等は職員が管理し、給与等は法人が管理している」、「小口会計、銀行処理等はファミリーホーム職員が担当し法人に報告の上、給与・労務管理は法人が実施」という回答が挙げられた。

図表V-4 経理の対応

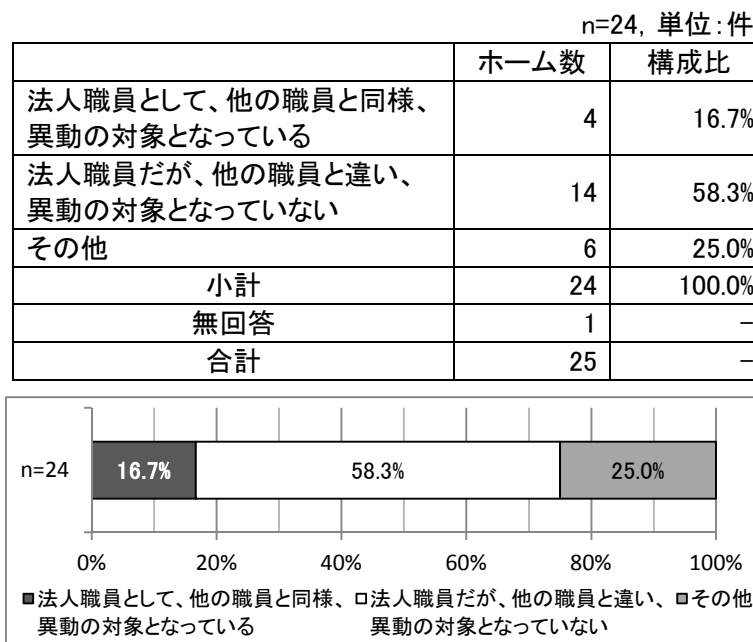


## 3. 人事の対応

人事の対応については、「法人職員だが、他の職員と違い、異動の対象となっていない」が58.3%を占めた（図表V-5）。

「その他」に関する具体的な記述内容をみると、「養育者はNPO 法人と委託契約、補助者はNPO 法人が雇用」という回答が挙げられた。

図表V-5 専従養育者の年齢構成





#### 4. ファミリーホームの運営形態

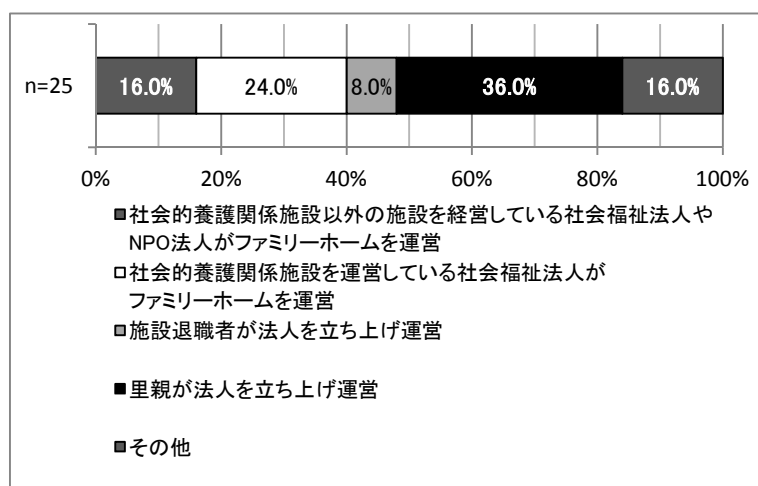
ファミリーホームの運営形態についてみると、「里親が法人を立ち上げ運営」36.0%、「社会的養護関係施設を運営している社会福祉法人がファミリーホームを運営」24.0%の順に高くなっていた（図表V-6）。

「その他」に関する具体的な記述内容をみると、「地域で運営委員会を設立し運営する」という回答が挙げられた。

図表 V-6 ファミリーホームの運営形態

n=25, 単位:件

	ホーム数	構成比
社会的養護関係施設以外の施設を運営している社会福祉法人やNPO法人がファミリーホームを運営	4	16.0%
社会的養護関係施設を運営している社会福祉法人がファミリーホームを運営	6	24.0%
施設退職者が法人を立ち上げ運営	2	8.0%
里親が法人を立ち上げ運営	9	36.0%
その他	4	16.0%
合計	25	100.0%



## 5. 社会的養護関係施設以外の施設を運営している社会福祉法人や NPO 法人が設置した経緯

社会的養護関係施設以外の施設を運営している社会福祉法人や NPO 法人が設置した経緯についてみると、「社会福祉事業の拡大を検討していたため」、「ファミリーホームを開設したい養育者から支援の相談があったため」、「その他」が同数ずつであった（図表 V-7）。

「その他」に関する具体的な記述内容を見ると、「地区に児童養護施設がないため地域で運営委員会を設立」、「理事長が里親をしていたため」という回答が挙げられた。

図表 V-7 社会的養護関係施設以外の施設を運営している社会福祉法人や  
NPO 法人が設置した経緯（複数回答）

n=5, 単位: 件

	ホーム数	構成比
社会福祉事業の拡大を検討していたため	2	40.0%
ファミリーホームを開設したい養育者から支援の相談があったため	2	40.0%
その他	2	40.0%
小計	5	100.0%
無回答	20	-
合計	25	-

## 6. 社会的養護関係施設を運営している社会福祉法人が設置した経緯

社会的養護関係施設を運営している社会福祉法人が設置した経緯についてみると、「国の児童養護施設等の小規模化等の流れを踏まえて法人内で検討したため」が 2 ホーム、「ファミリーホームを開設したい養育者から支援の相談があったため」、「その他」がそれぞれ 1 ホームであった（図表 V-8）。

「その他」に関する具体的な記述内容を見ると、「自立援助ホームを運営した経験から、より小さい頃から家庭環境で養育することにより、それぞれが抱えてしまう生きづらさを少しでも軽減したいと考えたため」といった回答が挙げられた。

図表 V-8 社会的養護関係施設を運営している  
社会福祉法人が設置した経緯（複数回答）

n=4, 単位: 件

	ホーム数	構成比
国の児童養護施設等の小規模化等の流れを踏まえて法人内で検討したため	2	50.0%
国の小規模化等計画に基づき、都道府県から要請があったため	0	0.0%
ファミリーホームを開設したい養育者から支援の相談があったため	1	25.0%
施設内の職員からファミリーホームを開設したいと相談があったため	0	0.0%
その他	1	25.0%
小計	4	100.0%
無回答	21	-
合計	25	-

## 7. 他機関との連携・支援の状況

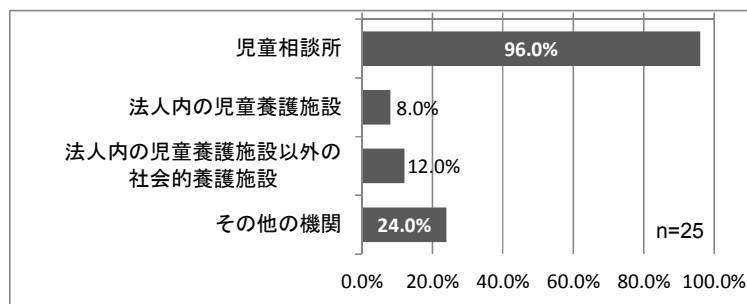
他機関との連携・支援の状況についてみると、「児童相談所」が96.0%を占めた(図表V-9)。

「その他の機関」に関する具体的な記述内容を見ると、「都道府県の担当課」、「近隣児童福祉施設」、「里親会」、「小児科医会」、「精神科病院協会」、「児童養護施設」、「乳児院」、「児童福祉NPO法人」、「NPOの専門家サポートチーム」が挙げられた。

図表V-9 他機関との連携・支援の状況(複数回答)

n=25, 単位: 件

	ホーム数	構成比
児童相談所	24	96.0%
法人内の児童養護施設	2	8.0%
法人内の児童養護施設以外の社会的養護施設	3	12.0%
その他の機関	6	24.0%
小計	25	100.0%
無回答	0	-
合計	25	-



## 8. 児童相談所との連携内容

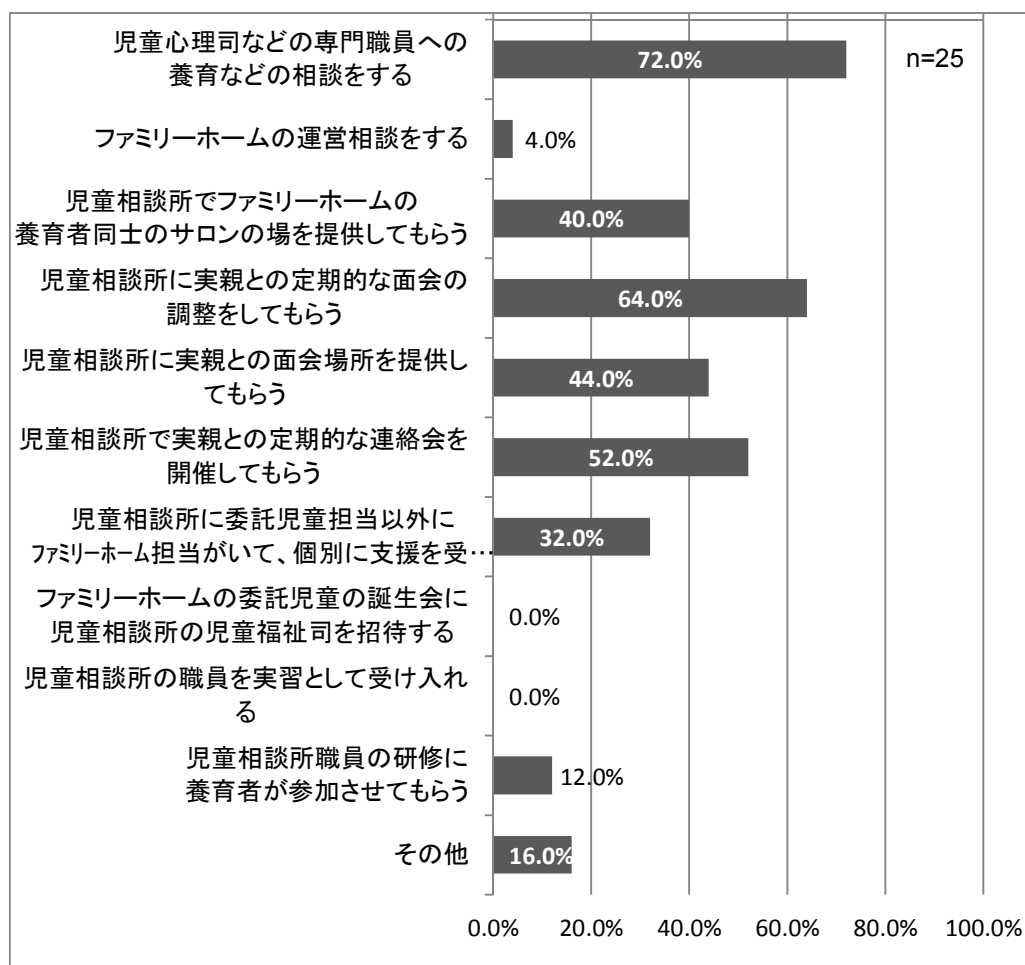
児童相談所との連携内容についてみると、「児童心理司などの専門職員への養育などの相談をする」が72.0%、「児童相談所に実親との定期的な面会の調整をしてもらう」64.0%、「児童相談所で実親との定期的な連絡会を開催してもらう」が52.0%占めた(図表V-10)。

「その他」に関する具体的な記述内容を見ると、「委託児童担当者が定期的にファミリーホームへ面会に訪れ、児童の話を聞いたり、スタッフの相談にのってもらう」、「更正保護女性部会のボランティア食事会に出席を求める」、「ファミリーホーム職員の研修を開催している」、「児童相談所内で里親サロンを開催しておりファミリーホームも参加している」、「治療指導課の開催するプログラムに児童と参加する」といった回答が挙げられた。

図表 V-10 児童相談所との連携内容(複数回答)

n=25, 単位:件

	ホーム数	構成比
児童心理司などの専門職員への養育などの相談をする	18	72.0%
ファミリーホームの運営相談をする	1	4.0%
児童相談所でファミリーホームの養育者同士のサロンの場を提供してもらう	10	40.0%
児童相談所に実親との定期的な面会の調整をしてもらう	16	64.0%
児童相談所に実親との面会場所を提供してもらう	11	44.0%
児童相談所で実親との定期的な連絡会を開催してもらう	13	52.0%
児童相談所に委託児童担当以外にファミリーホーム担当がいて、個別に支援を受けている	8	32.0%
ファミリーホームの委託児童の誕生会に児童相談所の児童福祉司を招待する	0	0.0%
児童相談所の職員を実習として受け入れる	0	0.0%
児童相談所職員の研修に養育者が参加させてもらう	3	12.0%
その他	4	16.0%
小計	25	100.0%
無回答	0	-
合計	25	-



## 9. 児童養護施設等との連携内容

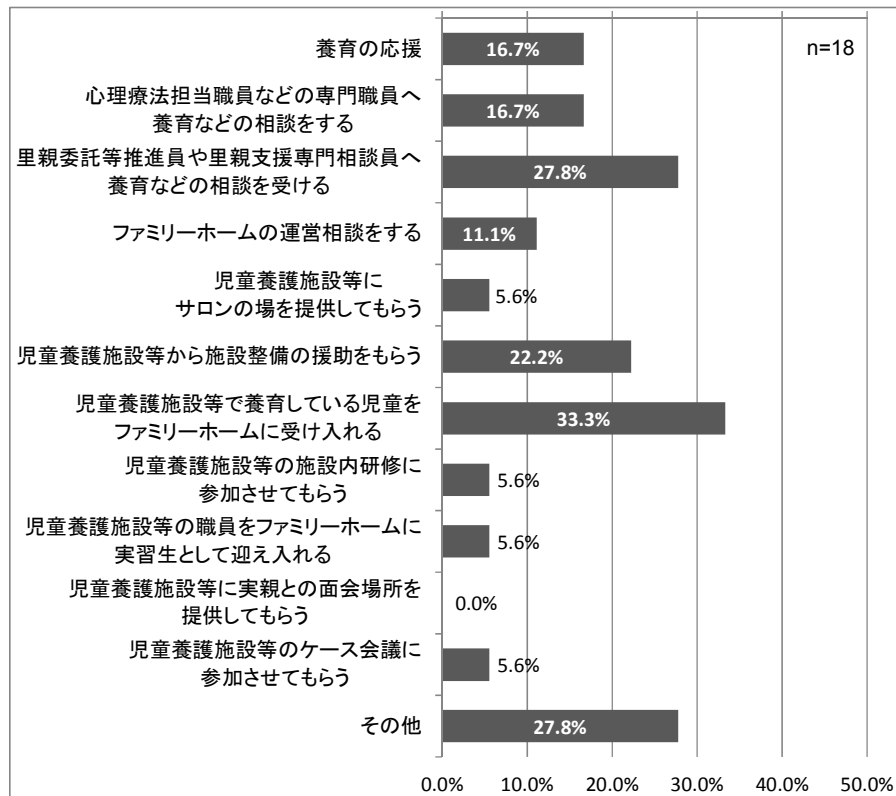
児童養護施設との連携内容についてみると、「児童養護施設等で養育している児童をファミリーホームに受け入れる」33.3%、「里親委託等推進員や里親支援専門相談員へ養育などの相談を受ける」27.8%、「児童養護施設等から施設整備の援助をもらう」22.2%の順であった（図表V-11）。

「その他」の具体的な記述内容をみると、「里親会の研修に対して協力を求める」、「施設見学の機会を得る」、「里親支援専門相談員による訪問」、「児童養護施設から受け入れた児童は施設行事等への参加の機会を得る」といった回答が挙げられた。

図表V-11 児童養護施設等との連携内容(複数回答)

n=18, 単位:件

	ホーム数	構成比
養育の応援	3	16.7%
心理療法担当職員などの専門職員へ養育などの相談をする	3	16.7%
里親委託等推進員や里親支援専門相談員へ養育などの相談を受ける	5	27.8%
ファミリーホームの運営相談をする	2	11.1%
児童養護施設等にサロンの場を提供してもらう	1	5.6%
児童養護施設等から施設整備の援助をもらう	4	22.2%
児童養護施設等で養育している児童をファミリーホームに受け入れる	6	33.3%
児童養護施設等の施設内研修に参加させてもらう	1	5.6%
児童養護施設等の職員をファミリーホームに実習生として迎え入れる	1	5.6%
児童養護施設等に実親との面会場所を提供してもらう	0	0.0%
児童養護施設等のケース会議に参加させてもらう	1	5.6%
その他	5	27.8%
小計	18	100.0%
無回答	7	-
合計	25	-



## 10. 連携している他の機関種別

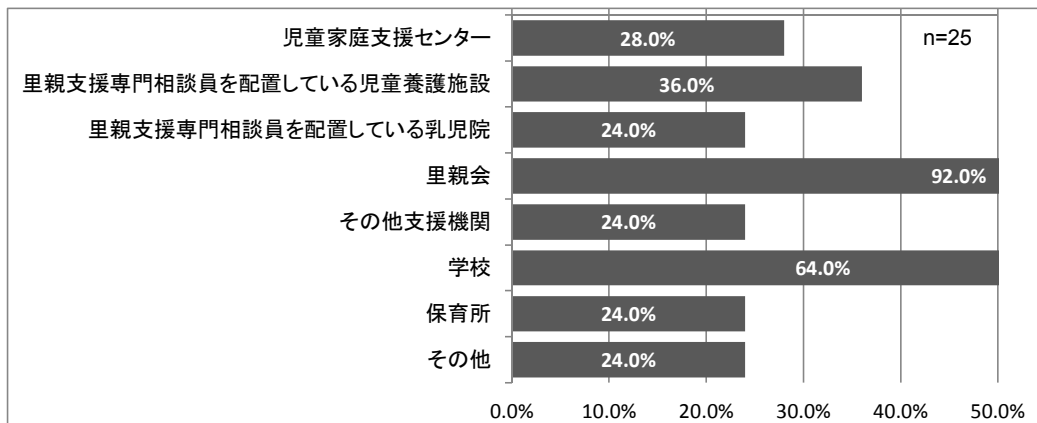
連携している他の機関種別をみると、「里親会」92.0%、「学校」64.0%、「里親支援専門相談員を配置している児童養護施設」36.0%の順であった（図表V-12）。なお、「その他」に関する具体的な記述内容をみると、「特別支援学校」、「幼稚園」、「教会学校」、「里親支援 NPO 法人」、「児童福祉関係 NPO 法人」、「小児科医会」、「精神病院協会」、「NPO 専門家サポートチーム」、「民生委員児童委員」といった回答がみられた。

また、その他の機関との連携内容をみると、「機関内にサロンの場を提供してもらう」43.8%、「養育の応援」25.0%の順であった（図表V-13）。なお、連携内容に関する「その他」の回答としては、「養育相談」、「子どものためのレクリエーションの企画」、「親のための研修」、「特別支援学級において養育方針を共有する」、「不登校児について放課後に登校を受け入れてもらう」、「合同研修プログラムの開発」、「研修の開催」、「里親支援プログラムづくり」が挙げられた。

図表 V-12 連携している他の機関種別（複数回答）

n=25, 単位:件

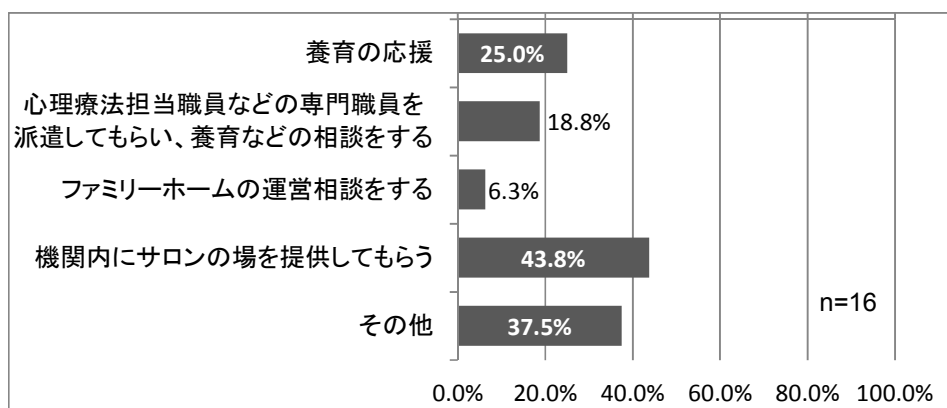
	ホーム数	構成比
児童家庭支援センター	7	28.0%
里親支援専門相談員を配置している児童養護施設	9	36.0%
里親支援専門相談員を配置している乳児院	6	24.0%
里親会	23	92.0%
その他支援機関	6	24.0%
学校	16	64.0%
保育所	6	24.0%
その他	6	24.0%
小計	25	100.0%
無回答	0	-
合計	25	-



図表 V-13 連携している他の機関との連携内容(複数回答)

n=16, 単位:件

	ホーム数	構成比
養育の応援	4	25.0%
心理療法担当職員などの専門職員を派遣してもらい、養育などの相談をする	3	18.8%
ファミリーホームの運営相談をする	1	6.3%
機関内にサロンの場を提供してもらう	7	43.8%
その他	6	37.5%
小計	16	100.0%
無回答	9	-
合計	25	-

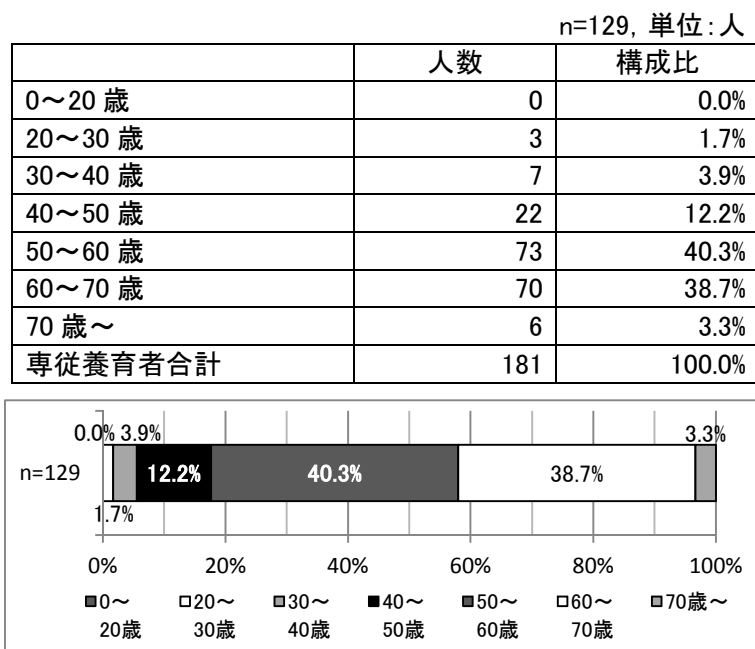


## VI 運営状況について（個人：147 ホームの回答）

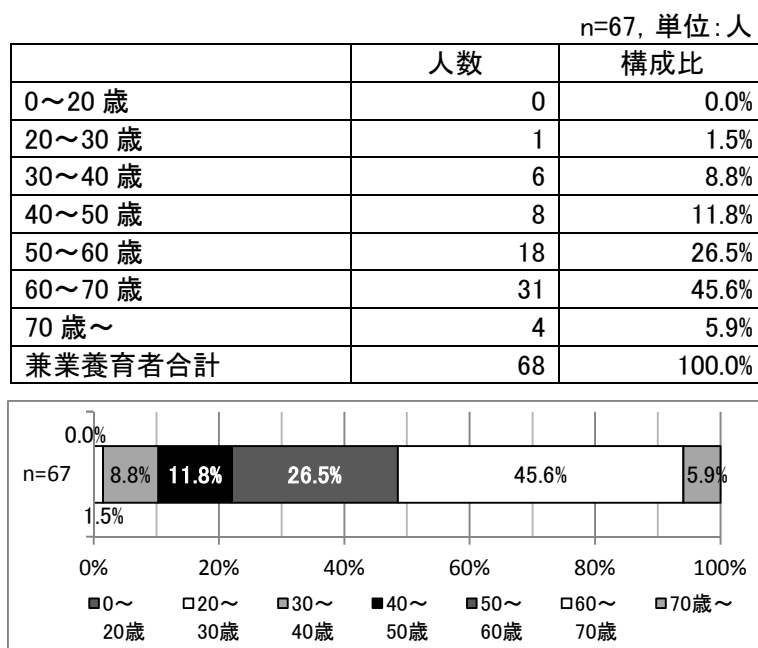
### 1. 養育者・補助者の年齢

専従養育者の年齢についてみると、「50～60歳」40.3%、「60～70歳」38.7%を占めた（図表VI-1）。同様に兼業養育者の年齢についてみると、「60～70歳」が45.6%、「50～60歳」26.5%を占めた（図表VI-2）。補助者では、「20～30歳」が25.8%、「30～40歳」が22.9%を占めた。（図表VI-3）。

図表VI-1 専従養育者の年齢構成



図表VI-2 兼業者の年齢構成

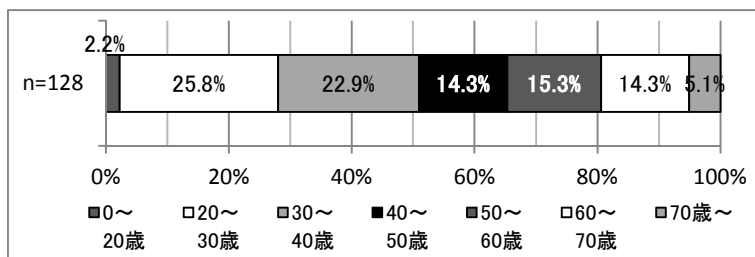




図表VI-3 補助者の年齢構成

n=128,単位:人

	人数	構成比
0～20歳	7	2.2%
20～30歳	81	25.8%
30～40歳	72	22.9%
40～50歳	45	14.3%
50～60歳	48	15.3%
60～70歳	45	14.3%
70歳～	16	5.1%
補助者合計	314	100.0%



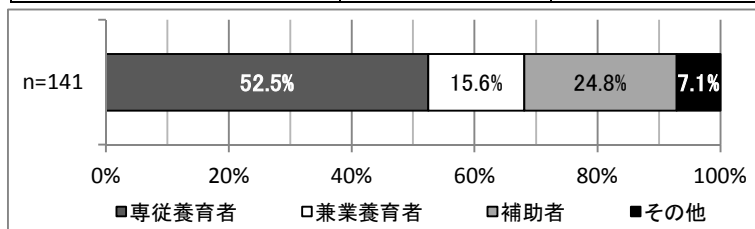
## 2. 経理の対応

経理の対応についてみると、「専従養育者」が52.5%、「補助者」が24.8%の順であった（図表VI-4）。

図表VI-4 経理の対応

n=141, 単位:件

	ホーム数	構成比
専従養育者	74	52.5%
兼業養育者	22	15.6%
補助者	35	24.8%
その他	10	7.1%
小計	141	100.0%
無回答	6	-
合計	147	-



### 3. ファミリーホームを設置した経緯

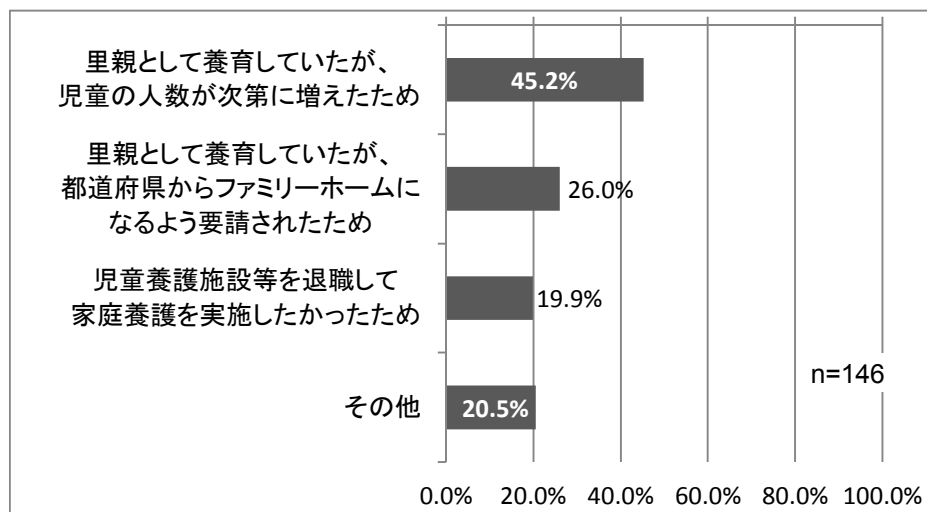
ファミリーホームを設置した経緯についてみると、「里親として養育していたが、児童の人数が次第に増えたため」45.2%、「里親として養育していたが、都道府県からファミリーホームになるよう要請されたため」26.0%の順であった（図表VI-5）。

「その他」の具体的な内容をみると、「1人でも多くの児童を養育したかったため」、「受託している子ども2人の妹達2人が現在施設入所しているため兄弟姉妹が一緒に生活することを実現したかった」、「国がファミリーホームを推進し里親経験を活かし子どもの役に立ちたいと思った」、「以前多人数養育をしていて専門里親任期（二期）が切れた時に転向した」といった回答が挙げられた。

図表VI-5 ファミリーホームを設立した経緯(複数回答)

n=146, 単位:件

	ホーム数	構成比
里親として養育していたが、児童の人数が次第に増えたため	66	45.2%
里親として養育していたが、都道府県からファミリーホームになるよう要請されたため	38	26.0%
児童養護施設等を退職して家庭養護を実施したかったため	29	19.9%
その他	30	20.5%
小計	146	100.0%
無回答	1	-
合計	147	-



#### 4. 他機関との連携・支援の状況

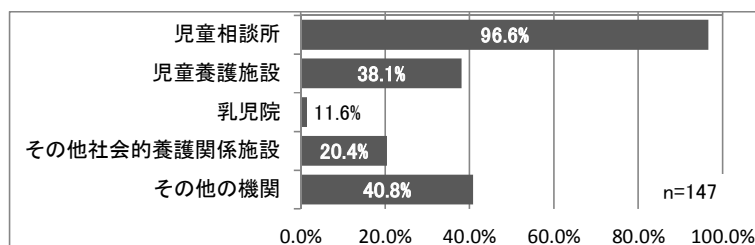
他機関との連携・支援の状況についてみると、「児童相談所」が96.6%を占めた(図表VI-6)。

「その他の機関」として具体的に記述された内容をみると、「学校」、「保育所」、「幼稚園」、「病院」、「児童家庭支援センター」、「子ども発達支援センター」、「警察」、「子ども会」、「里親会」、「ファミリーサポート協議会」、「NPO 法人」が挙げられた。

図表VI-6 他機関との連携・支援の状況(複数回答)

n=147, 単位:件

	ホーム数	構成比
児童相談所	142	96.6%
児童養護施設	56	38.1%
乳児院	17	11.6%
その他社会的養護関係施設	30	20.4%
その他の機関	60	40.8%
合計	147	100.0%



#### 5. 児童相談所との連携内容

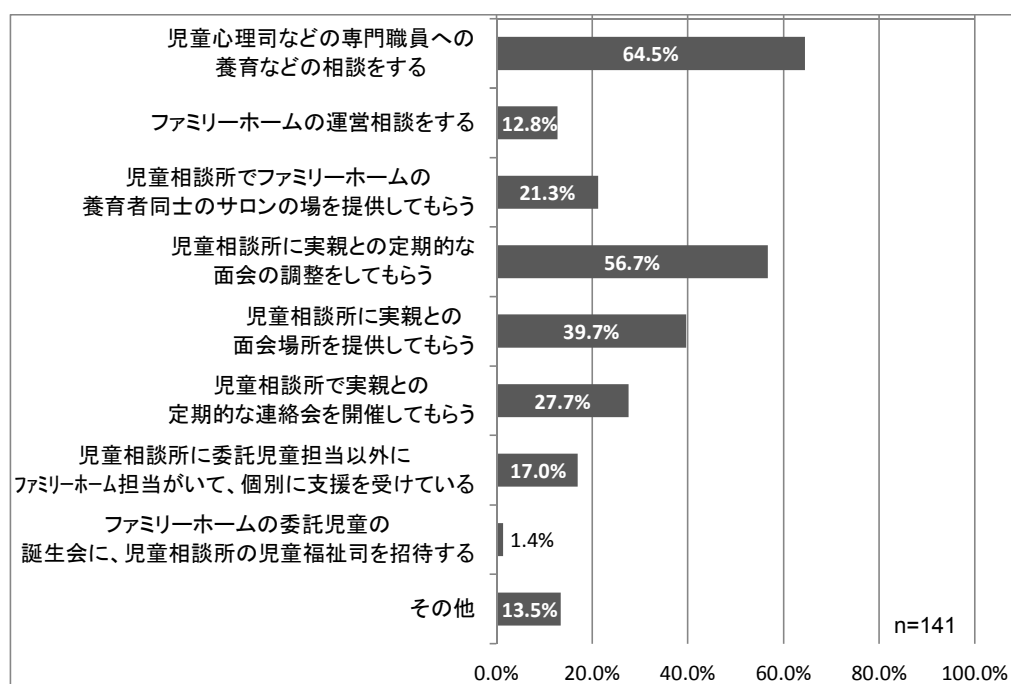
児童相談所との連携内容についてみると、「児童心理司などの専門職員への養育などの相談をする」64.5%、「児童相談所に実親との定期的な面会の調整をしてもらう」56.7%の順であった(図表VI-7)。

「その他」の具体的な記述内容をみると、「委託児童に問題が生じた場合に担当ケースワーカーに相談したり、学校等の他機関との調整を依頼する」、「児童の実親の様子を聞いたり、実親へ児童の様子を伝えてもらうこと」、「毎月、児童相談所で県内ファミリーホーム協議会の定例会を開催」、「卒業式や運動会等に招待する」といった回答が挙げられた。

図表VI-7 児童養護施設との連携内容(複数回答)

n=141, 単位:件

	ホーム数	構成比
児童心理司などの専門職員への養育などの相談をする	91	64.5%
ファミリーホームの運営相談をする	18	12.8%
児童相談所でファミリーホームの養育者同士のサロンの場を提供してもらう	30	21.3%
児童相談所に実親との定期的な面会の調整をしてもらう	80	56.7%
児童相談所に実親との面会場所を提供してもらう	56	39.7%
児童相談所で実親との定期的な連絡会を開催してもらう	39	27.7%
児童相談所に委託児童担当以外にファミリーホーム担当がいて、個別に支援を受けている	24	17.0%
ファミリーホームの委託児童の誕生会に、児童相談所の児童福祉司を招待する	2	1.4%
その他	19	13.5%
小計	141	100.0%
無回答	6	-
合計	147	-



## 6. 児童養護施設等との連携内容

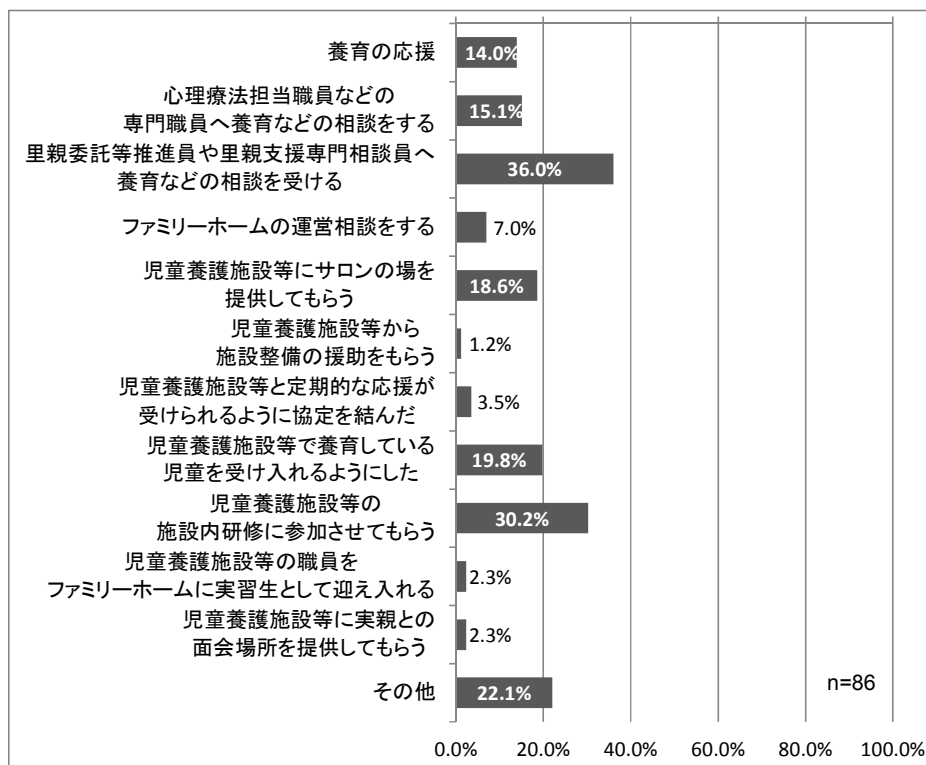
児童養護施設との連携内容についてみると、「里親委託等推進員や里親支援専門相談員へ養育などの相談を受ける」36.0%、「児童養護施設等の施設内研修に参加させてもらう」30.2%の順であった（図表VI-8）。

「その他」に関する具体的な内容をみると、「行事に参加する」、「経理に関するスーパーバイズを受ける」、「職員会議に出席し助言を得る」、「研修会の機会を利用させてもらう」、「ボランティアの紹介」、「児童養護施設へ措置変更となった児童との交流や、実親子間の連絡調整」といった回答が挙げられた。

図表VI-8 児童養護施設等との連携内容(複数回答)

n=86, 単位:件

	ホーム数	構成比
養育の応援	12	14.0%
心理療法担当職員などの専門職員へ養育などの相談をする	13	15.1%
里親委託等推進員や里親支援専門相談員へ養育などの相談を受ける	31	36.0%
ファミリーホームの運営相談をする	6	7.0%
児童養護施設等にサロンの場を提供してもらう	16	18.6%
児童養護施設等から施設整備の援助をもらう	1	1.2%
児童養護施設等と定期的な応援が受けられるように協定を結んだ	3	3.5%
児童養護施設等で養育している児童を受け入れるようにした	17	19.8%
児童養護施設等の施設内研修に参加させてもらう	26	30.2%
児童養護施設等の職員をファミリーホームに実習生として迎え入れる	2	2.3%
児童養護施設等に実親との面会場所を提供してもらう	2	2.3%
その他	19	22.1%
小計	86	100.0%
無回答	61	-
合計	147	-



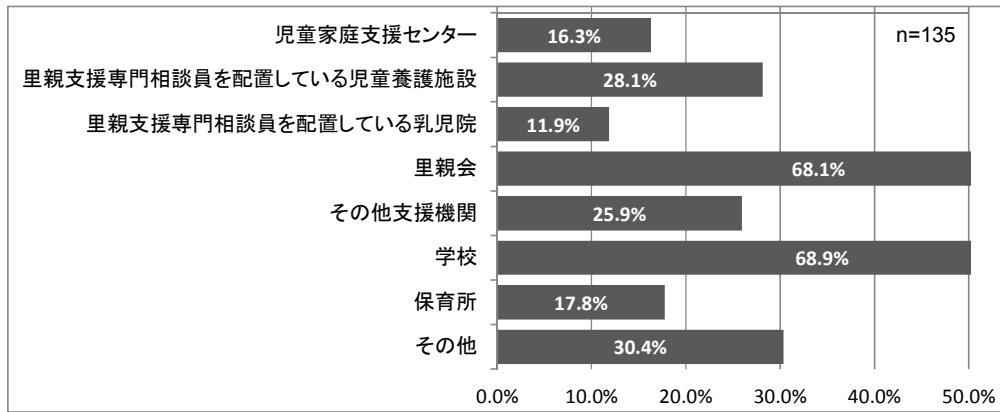
## 7. 連携している他の機関の種類

連携している他の機関種別をみると、「学校」68.9%、「里親会」68.1%の順であった（図表VI-9）。「その他」に関する具体的な記述内容をみると、「幼稚園」、「学童クラブ」、「療育センター」、「情緒障害児短期治療施設」、「警察」、「自治体」、「ファミリーホーム協議会」、「会計事務所」といった回答が挙げられた。また、その他の機関と連携している内容をみると、「心理療法担当職員などの専門職員を派遣してもらい、養育などの相談をする」28.8%、「ファミリーホームの運営相談をする」21.9%の順であった（図表VI-10）。この点について、「その他」として書かれた内容をみると、「児童の発達検査の実施」、「薬の処方」、「養育相談」、「養育支援」、「誕生会や食事会、行事への参加」、「学校での様子、家庭での様子について情報交換を行う」、「全国ファミリーホーム協議会と連携し、近県でのブロック研究会を開催」、「里親、地域関係者との交流サロンの開催」、「自治会、子ども会等への加入による地域活動への参加」、「児童の出身施設からの招待や訪問」といった回答が挙げられた。

図表VI-9 連携している他の機関種別（複数回答）

n=135, 単位: 件

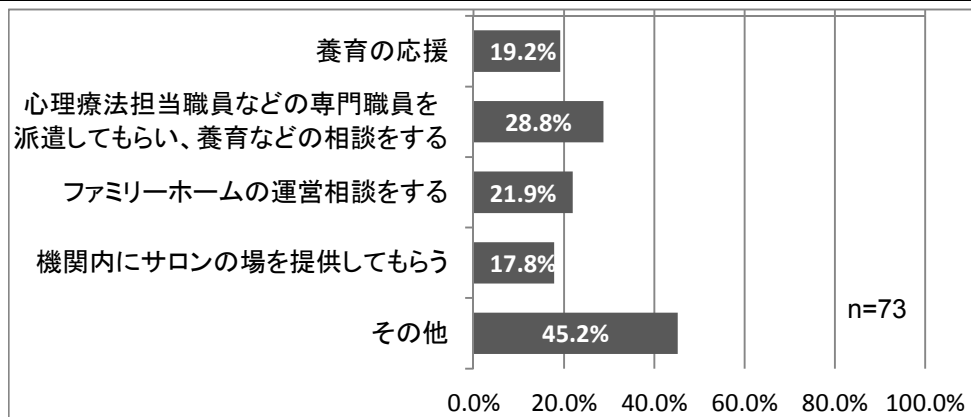
	ホーム数	構成比
児童家庭支援センター	22	16.3%
里親支援専門相談員を配置している児童養護施設	38	28.1%
里親支援専門相談員を配置している乳児院	16	11.9%
里親会	92	68.1%
その他支援機関	35	25.9%
学校	93	68.9%
保育所	24	17.8%
その他	41	30.4%
小計	135	100.0%
無回答	12	-
合計	147	-



図表VI-10 連携している他の機関との連携内容(複数回答)

n=73,単位:件

	ホーム数	構成比
養育の応援	14	19.2%
心理療法担当職員などの専門職員を派遣してもらい、養育などの相談をする	21	28.8%
ファミリーホームの運営相談をする	16	21.9%
機関内にサロンの場を提供してもらう	13	17.8%
その他	33	45.2%
小計	73	100.0%
無回答	74	-
合計	147	-



## VII 委託調整の方法等

### 1. 児童相談所に特に配慮してほしいこと

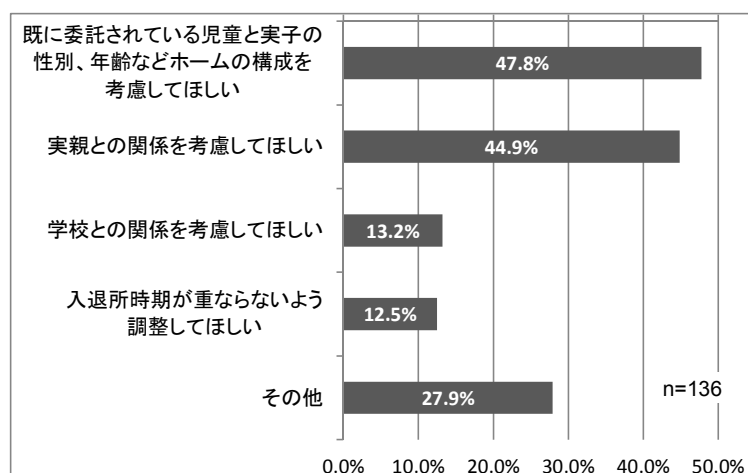
児童相談所に特に配慮してほしいことについてみると、「既に委託されている児童や実子の性別、年齢などホームの構成を考慮してほしい」47.8%、「実親との関係を考慮してほしい」44.9%の割合が高くなっていた（図表VI-11）。

「その他」の回答に関する具体的な記述内容をみると、「定員を満たしてほしい」、「子どもの状況について丁寧な聞き取りをしてほしい」、「子ども達同士が友人として関係形成できる年齢、性別の配慮が必要」、「子どもの状況に応じて、学校、担当心理士等を交えたケース会議に参加し、ファミリーホーム側の養育方法や考え方等を他者に話すことによって客観的な判断を求めたい」、「担当する福祉司の交代や異動が多いため一般的なアドバイスしか受けられない」、「ファミリーホームや児童に対する指導にあたっては、ファミリーホーム側の意見を尊重してほしい」、「心理職との面会」、「被虐待児への個別対応の方法について相談しやすい環境を整備してほしい」といった回答が挙げられた。

図表VI-11 児童相談所に特に配慮してほしいこと(複数回答)

n=136,単位:件

	ホーム数	構成比
既に委託されている児童や実子の性別、年齢などホームの構成を考慮してほしい	65	47.8%
実親との関係を考慮してほしい	61	44.9%
学校との関係を考慮してほしい	18	13.2%
入退所時期が重ならないよう調整してほしい	17	12.5%
その他	38	27.9%
小計	136	100.0%
無回答	36	-
合計	172	-





## 2. レスパイトサービスの利用状況

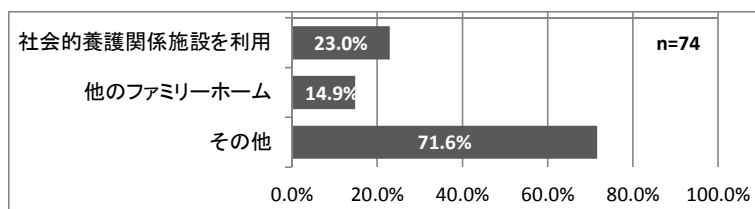
レスパイトサービスの利用状況についてみると、「社会的養護関連施設を利用」23.0%、「他のファミリーホーム」14.9%の順であった（図表VI-12）。

「その他」に関する記述内容を見ると、「補助者や補助者手伝いの方に依頼する」、「近隣の児童養護施設が協力的であると感じている」、「児童相談所一時保護所」、「親しくしている里親」、「成人した実子」、「親族」といった回答が挙げられた。

図表VI-12 レスパイトサービスの提供状況(複数回答)

n=74:単位:件

	回答 ホーム数	構成比
社会的養護関係施設を利用	17	23.0%
他のファミリーホーム	11	14.9%
その他	53	71.6%
小計	74	100.0%
無回答	98	-
合計	172	-



※ファミリーホームには、里親とは異なり公的なレスパイトサービスはないが、任意でレスパイトサービスを利用することは可能である。本設問はそうしたサービスを指している。

## VIII 自由回答例

自由回答欄に記載された類似の内容をグループ化し、それぞれ代表的な意見を記載したものである。

### 1. ファミリーホームを開設しようと考えた当初の動機

#### ■家庭養護を実践したいと考えたため

- 児童養護施設よりも小さい規模で養育を行いたいと考えたため。
- 施設での養護に家庭的養護を実践することの限界を感じたため。
- 社会的養護を必要としている子どもにとっては、できるだけ家庭に近い形で養育することが必要であると考えたため。
- 数人の子どもの養育に携わる中で、子どもがみるみる変化して行く様子を見て、子どもにとって「家庭」の果たす役割の大きさを痛感したため。

#### ■多人数養育に携りたい・多人数養育を継続したいため（委託児童数が4人以上となったため）

- 法改正により里親の委託定員が4名となった。今後も、少しでも多くの子どもの養育に携われるよう努めたいと考えてファミリーホームを開設した。
- 長年4人の委託児童の養育に携わってきたため。
- ファミリーホームを開設する以前から里親として5人の子どもを受託してきた。里親であれば、4人までしか受託できないため、ファミリーホームを開設したかった。
- 委託児童数が多い方が、子どもの養育環境としてよいと考えた。実際、子ども同士の状況を見ていると、他の子どもから学ぶことが多いことを実感する。

#### ■里親経験を活かしたかったため

- 20数年里親として大勢の子ども達を育てたこともあり、その経験を活かし、子ども達のために役に立てるかという思いで設立することを決めた。
- 里親として養育をしてきたが、社会的養護を必要とする児童数が増加する中、多くの児童を養育するためには、片手間ではできないと考えた。夫が職場を退職した後、ファミリーホームを開設できる家を建築、公的支援を受けながら養育に専念したいと考えた。
- 里親として登録し年々里子が増えていった。また、家族が積極的に里子の世話をする環境にあり開設を決めた。

#### ■施設職員としての経験を活かしたかったため

- 家庭の事情で施設職員を退職したが、その後再び、その経験を活かし子ども達の養育に携わりたいと考えてきた。
- 保育士として児童養護施設に勤務してきた。結婚後も保育所に勤めてきたが、実子2名がそれぞれ独立したため、夫婦2人の生活となった。夫も他の職業に就きながらも保育士の資格を持つ等、社会的養護関係について非常に積極的であった。微力ながら社会的養護に貢献したいと考え開設を考えた。
- 地域小規模養護施設の職員として夫婦で勤務してきた。本体施設の養育方針と、地域分散化、小規模化の方針が両立しにくくなった。それをきっかけにファミリーホームの開設を考えた。
- 児童養護施設で40年間勤務し、定年退職の後、ファミリーホームの制度が創設されたため、家庭養護の必要性を実感し開設した。
- 児童養護施設で働いていたが、里親養育を担いたいと考えていたため。

- 長年児童養護施設で勤務する中、家庭養護の必要性、重要性を痛感してきた。とりわけ、被虐待児の抱える負の連鎖を何とか断ち切ってほしいと思い、その実現のためにファミリーホームの開設を考えた。
- 児童養護施設での職務経験を活かし、さらに小規模な養育形態を目指した。また養育者となる私たちも同じ家に居住することで、施設における交替勤務による養育の限界を越えた子どもへの生活支援を目指したいと考えた。
- 当地区には、児童養護施設等の社会的養護施設がない。そのため、家庭から保護された児童は、保護者の家から遠く離れた県内各地の施設で暮らしている実態がある。距離の隔たりから保護者は、施設で暮らす児童との面会等がままならず、親子関係を再構築する上で地域での家庭養護の場所が必要であると考えたため。

#### ■養育困難な児童への支援を行いたかったため

- 重度の障害をもつ里子に補助が可能であることが第1の理由であった。第2は地元の子は地元で育つことができる、または、兄弟姉妹が離れ離れにならないで家庭養護が受けられる環境を整える必要があると考えたため。
- 少しでも社会のお役に立ちたいと考え、特に、処遇困難な状況にある子ども達を積極的に受け入れ養育をしたいと考えたため。

#### ■行政からの依頼があったため

- 我が家の子ども達は、施設の中で、問題を起こしたり、他施設等で委託を拒否された子どもが多く、一時保護所の様な家であった。一時期は、9人の子どもが居た時もあり、児童相談所より依頼され、ファミリーホームを開設した。
- 都道府県からの依頼があったため。
- 里親会の役員を努めており、市内にファミリーホームがなかったため、行政より声をかけられたことが開設のきっかけであった。
- 児童相談所からの要請があったため。

#### ■県内にファミリーホームがなかったため

- 県内に1つもファミリーホームがなかったため。

## 2. 養育者が開設を決定するまでに悩んだこと

#### ■委託児童数が増えないこと

- ファミリーホームとしては、児童相談所との関係がゼロからのスタートということもあり、子どもを委託してもらえるのかという不安があった。県からは、開設後半年間は委託はなくとも定員の半数分の費用を支給されるが、その後は委託児童数に応じるため運営費の安定的な確保が課題であった。
- ファミリーホームを開設することを県に届出、児童相談所に伝えた。その後も委託児童はおらず、養育補助者にも仕事を与えることができず悩んだ期間があった。

#### ■委託児童の構成

- 年齢、性別の構成に対する配慮。
- 専門里親として、既に4名受託していたが、非行、DV、発達障害のケースであったため、その後委託される2名の児童の年齢や性別、部屋割り等についての細かな配慮が求められた。

## ■家族・親族の理解

- 家族の同意が得られるまでに時間を要したこと。
- 夫婦間では、妻の責任が重くなることへの配慮。
- 親族の理解を得ること。

## ■事業の継続性を確保すること

- 委託児童の現員数に基づき事業費が給付されるため、児童数変動時に経営を安定させることができるか。
- 将来にわたりファミリーホームを継続して運営できるか。
- 委託された子どもの年齢と自分の年齢を考えた際、いつまで責任をもって養育できるか、あと何年子育てを続けることができるかについて悩んだ。
- 24時間365日養育者の立場で行動しなければならない事実、耐えられるだけの体力を維持できるかどうか悩んだ。

## ■開設資金を確保すること

- ファミリーホームを開設する際に係る資金や、開設後の運営費の確保。
- 自宅を購入した際に発生したローンの支払いができるかどうか。

## ■事務手続の対応

- 事業所として運営していくため、従来よりも事務作業量が増加することを懸念した。
- 養育については、里親としての経験が活かせるが、これまでに行ってこなかった事務管理を行うことができるかが不安であった。
- 開設時には各種書類作成が必要となるが、その書き方が分からず、また多くの時間を要するのではないかと案じた。

## ■居住環境の確保

- もとの居住していた建物が、ファミリーホームとして適した建物ではなかった。築年数が古く、トイレや浴室、洗面所の数が不足する問題に直面した。
- ファミリーホームとしては、部屋数が不足すること。
- 住居となる建物の耐震性に課題があった。
- 物件がなかなか見つからないこと。
- ファミリーホームとして住む家を購入するにあたり、間取り、各種規定に対応した物件を探すことに苦慮した。
- 消防法や建築法等の規定に合わせて現建物の大がかりなリフォームが必要となった。そのため、多額の費用を要した。

## ■補助者の確保

- 補助者の雇用条件、適正年齢等を考慮した人選。
- 被虐待経験のある委託児童への対応ができる補助者の確保。
- 補助者としてどのような人が適しているのかを検討すること。
- 補助者同士がお互い理解し合い、協力していけるか、また彼らが地域の中で受け入れられるか心配した。
- 補助者に、家庭の中で行う養育についてどのようなことを担ってもらうのが適切なのか。

### 3. 開設準備当初、誰にどのように相談をしたことが役に立ったか

#### ■行政担当課

- 県の児童家庭課の担当者が来訪したり、こちらから県庁へ出向くなどして、書類作成等の事務手続きの方法を教えてもらうことができた点。
- 市のこども家庭支援課へ相談しアドバイスを得たこと。
- 書類作成にあたっては、行政の児童福祉司に相談にのってもらったことが役立った。住宅のリフォームにあたっては、資金確保（補助金）の方法について情報提供があり役立った。
- 県内で初めての開設であったことから、県の担当課より手厚い指導があった。
- 県の担当課に開設時に分からない点等を相談したところ、既に都内で開設していたファミリーホームの養育者を紹介してくれたり、そのホームが開設する際に作成した資料等を取り寄せて参考資料として送ってくれたこと。

#### ■児童相談所

- 児童相談所のケースワーカーへの相談が有効であった。主に開設申請書類の作成について教えてもらった。
- 所管の児童相談所へファミリーホーム開設後の展望を説明したところ、県内の他の児童相談所の担当者と引き合わせてもらうことができ、情報共有を図ることができた。
- 市の児童相談所に開設の意向を伝えたところ、関東周辺に開設していた2ヶ所のファミリーホームを紹介してもらい、見学する機会を得たことがとても役に立った。

#### ■里親会参加者等

- 県の里親会会長が、一番の相談相手であった。
- 里親会の全国大会やブロック大会で開催された分科会等で得られた情報が役立った。
- 里親同志の交流を重ねていく中で、ファミリーホームの意義を知ることができた点。
- ファミリーホームを開設している里親の友人が、経理手続きについて具体的に色々なことを教えてくれた点。
- 全国ファミリーホーム協議会より申請書類の書き方を相談した。これまで研修会に毎年出席していたことからこうした支援を受けることができ大変助かった。

#### ■以前勤務していた法人・管理職

- 開設前に勤務していた施設の園長への相談が有効であった。
- 以前勤務していた施設の施設長へ、施設とファミリーホームの連携を目指したいと相談した。児童相談所の担当者と引き合わせることで、開設前のリフォームに要する費用を100万円補助してもらった。
- 元児童養護施設長に相談し、開設にあたっての助言を得たり、一緒に借家探しなど協力してもらった。また、開設する地域住民との話し合いや説明会などに立ち合ってもらった。

#### ■既にファミリーホームを開設していた養育者

- ファミリーホームを開設していた方に開設までの道のりを相談した。
- 先輩のファミリーホーム開設者に励ましを得ることでできた点、養育に対する力強さを感じたことが役立った。
- 施設型ファミリーホームを運営していた方にアドバイスをもらったこと。
- 他県で開設していたファミリーホームの養育者とメールのやりとりを行い、資料作成の方法等の支援を受けたこと。

#### 4. 開設以前には予想していなかったが、ファミリーホームを開設した後に気付いた(発生した)課題、悩みは何か

##### ■委託開始時に養育を開始する児童が集中した点

- 短期間のうちに子どもの委託が増えるため、一人ひとりの子どもと愛着を形成するのが難しい時期がある。

##### ■委託児童数が安定しない点

- 子ども達 6 人を養育することで、3 人分の給料を支払うことができている。但し、当ファミリーホームは、一時保護所のような機能を期待されているため、委託児童数が安定しない期間があり、運営上の課題となっている。
- 開設後は暫く委託児童がおらず、補助者を確保することが難しかった。現在も、定員を満たしていない状況にある。
- 委託児童がいなかったため補助者への給与が払えない状況が続いた。
- 定員に満たない期間が長引くと経営的に困難な状況に直面する。定員割の期間には配慮が必要であると考ええる。
- 委託児童数が少なく職員を雇っても給与を十分に払えない。委託児童が家庭復帰し、委託解除を達成しても、ファミリーホームとしては収入が減ることになり、新規の委託があるまでは経営が安定しない状況に陥るといふ矛盾が生じる。

##### ■委託児童の構成に対する配慮の必要性

- 子どもの年齢が離れすぎない方がよいと感じている。低年齢は朝型、中高生は夜型の生活となり、養育者としては 24 時間の配分が難しいことを実感した。
- 同年代の男女の混合の委託は、配慮が必要である面もあると感じた。
- 措置児童 5 人（上から女兒 4 人、その下に男児 1 人）からスタートした。男児に発達障害があったことから、新たに 6 人目の男児を迎える際に、関係性構築を図ることが非常に難しく、その影響からか、女兒 4 人を含む子ども達の全体の人間関係が難しくなる事態が発生した。子ども達は、それぞれ個別の課題を抱えながら生活をしており、かつ、ファミリーホームで共に生活する子ども間の人間関係に苦慮することは厳しい状況といえる。
- 子どもの年齢が様々であるため、同一行動がとれないことが多い。養育者は、子どもから開放される時間がとれない状況となった。

##### ■事業の継続性について

- 個人運営のファミリーホームであるが、この事業を個人の事情でやめることになっても良いのかと悩むことがある。子ども達にとっては、自立した後も癒しの場として存続させなければならぬのではないかと考える。社会的養護の機能として、事業の継続性を確保するためには、若手養育者の配置、彼等の生活保障をどのように実現するかが課題である。
- 後継者をどのように育てていくかについて考える必要がある。

##### ■ファミリーホームでの養育について

- 養育里親の時は、子育てを仕事とは考えていなかった。一方、ファミリーホームを始めてからは、事業、つまり仕事であると感じていることに違和感が生じた。
- 子ども達の抱える課題や、実親との生活背景を踏まえ、ファミリーホームでも新しい生活になじみ、切り替えて生活していくことの難しさを実感した。
- ともに暮らす子ども同士の性格の不一致がある中でどのように生活し養育していくかという点。学校や、地域住民が、被虐待児の PTSD について理解が乏しい点。
- ファミリーホームで生活をする前は、施設で暮らしていた子ども達に対して、できる限りあたたかい家庭環境を提供し、愛情を注ぐことを目指して懸命に寄り合い養育を行った。随分後か

ら、子ども達から得た反応は様々であった。いきなりいわゆる普通の家庭で生活を始めるといっても、どうしてよいのかわからない。里親がしてくれることが何であるのか理解できない。24時間いつも一緒にいることが苦しい時もあった。一時は、施設に帰りたいたいと泣いた時もあった。現在では、子ども達は、今はここが好き、この家に来てよかったと言ってくれている。養育者が最高の対応をしたいと頑張り過ぎるあまり、子ども達の気持ちが汲みとれなくなることもあると反省した。

## ■実親との関係について

- 実親がファミリーホームでの生活に対して色々と意見等をしてることが多く驚いた。
- 委託児童と実親との交流が始まると、生活を共にする子ども達の関係性に配慮しなければならないことに気付いた。
- 養育者が、委託児童の実親への対応や、実親の態度、理解に苦しんだことがあった。

## ■実子の子育てとの両立について

- 実子が生まれたことによって、里母の心境に変化が生じた。ファミリーホームを継続することについて再度検討を要した。
- 実子との関わりを持つ時間が取れなくなり、実子の小学5年女児が不登校となった。実子との関係だけを優先して生活ができないことが辛いことである。

## ■事務手続、経費管理の負担

- 毎日の養育記録をつけること、会計処理等の事務処理負担が多くなった。
- 国の制度となってから、書類作成の負担が増えた。
- 事業所であるため、経理事務が発生し、その負担が大きい。
- 経理に関する知識がないため、税理士に依頼する必要がある。事務処理の負担が大きい。
- 里親の時には行っていなかった措置費の請求方法、税金の支払い、個人事業主としての一連の事務管理が負担となった。

## ■障害等を有する児童の養育

- 発達障害の診断を受けている委託児童が多く、養育に負担を感じるがあった。
- 被虐待の児童の心の傷の深さを目の当たりにして養育の難しさを痛感した。
- 開設後数ヶ月経過して被虐待児を預かった。学校生活のストレスが原因で家庭の中で暴れるといった行動が見られた。他の児童への影響を考慮して措置解除せざるをえない状況となった。
- 委託児童は、障害等を有する子どもが多い。そうした子ども達に適した余暇活動について情報が少ない（夏休みの過ごし方など）。
- 障害児への対応に悩む点がある。
- 障害児を養育する際にも、他児と委託費は変わらない。経営上に厳しい点がある（人手不足、病院の送迎に要する交通費、人件費、検査代など）。

## ■自立支援

- 委託児童は、10代が多い。18歳以降どのように自立していくのかがなかなか決まらない。自立できない子ども達をどのように養育していくのかが大きな課題となっている。自立援助ホームは既に定員一杯であり、入ることができない状況にある。
- 次々に自立する年齢が近づいていく子ども達の将来をどのように支えていくのかは、大きな課題である。進学の実現させていきたい。一方、障害のある子どもやボーダーラインの子ども達にもそれぞれ自立に向けて取り組むべき課題は大きい。ファミリーホームだけでは対応することに限りがあると感じている。
- 措置解除後に自立した生活に失敗した場合の対応に苦慮する。
- 委託児童は、高校進学までが想定されており、大学・専門学校への進学は経済的に難しい状況にある。

## ■建物の修繕・改築等に要する費用

- 耐震診断を受けるための費用が高額である。診断結果に応じて補強、改築が必要になるとかなりの費用がかかる。2、3年に1度はリフォームを行っており、個人負担での修繕費の捻出は難しい状況にある。
- 県より、開設時の建物要件として静養室の確保が示された。そのため、増築費用を多く要したこと。

## ■地域住民の理解を得ること

- 地域住民からの偏見や差別的な雰囲気があった。
- 地域住民との連携が難しい。

## ■ファミリーホームの認知度が低い点

- ファミリーホームという制度が、行政機関や医療機関等に広く知れ渡っていないと実感している。その都度、制度についての説明が必要になることがある。

## ■委託児童の年齢について

- 乳幼児からの育て直しを重視したいという思いがあった。里親の時は、幼児が措置されたが、乳幼児はファミリーホームよりも里親委託が優先になるという傾向があり、想定外であった。

## ■保育園の利用ができない点

- 地域内に幼稚園がなかったため、地元の小学校への就学児は、ほぼ全員保育園に通園していた。しかし、ファミリーホームへの委託児童は、保育園を利用することができず、子ども集団の中での教育や養育者へのレスパイトサービスを受ける機会が得られなかった。

## ■補助者の確保等に関する課題

- 子ども達は、補助者から毎日家の中でいろいろ助言を受けたり、補助者との行動を強いられる生活に違和感を覚え、不満を訴えてきた。
- 補助者の人選、人事の不具合についての対応が課題であった。
- 1日の中で補助者が交替する日もあり、当初子ども達の生活が落ち着かない時期は、養育者は配慮しなければならないと感じている。新規の補助者が入ると、こうした状況が繰り返されることになる。
- 補助者が、調理の途中で手を切ってしまった等の場合、労災としてどのように対応すべきか分からない。
- 補助者が、子どもの送迎をしている時に事故の加害あるいは被害者となった場合、どのように対処すべきか分からない。

## ■レスパイトサービスの必要性

- 完全な休みが年1度程度、2～3日は必要である。そのためのレスパイトサービスが必要であると考える。
- 養育者、補助者共に出席したい冠婚葬祭時に子ども達の養育を頼めるレスパイトサービスがなかったこと。

## ■その他

- 子どもの将来のために預金をしていたが、課税対象となったこと。



## 5. これまでに受けた支援で良かったこと

### ■NPO 法人からの支援

- NPO 法人から家庭教師（ボランティア）の派遣を受けていること。
- 子どもの養育や、進路相談などについてNPO 法人の専門家チームが支援してくれる。
- NPO 法人主催の専門研修に定期的に出席している。
- 子どもの学習支援や緊急の託児支援など、NPO 法人が雇用している人材を活用して、柔軟に支援を受けることができる。
- 障害児（者）を支援するNPO 法人が、グレーゾーンと考えられる委託児童の養育について、迅速に対応してくれた。具体的には、相談や研修の実施、子どもへの対応の仕方等についてアドバイスがあった。

### ■医療機関からの支援

- 医療機関で専門的な子どもの症状の対応方法や、カウンセリングを受けることによって、養育が行いやすくなった。

### ■増改築・修繕費用の支援

- 財団法人より脱衣所・浴室のリフォームのための費用の支援を受けることができた。
- 財団法人からのリフォーム資金の支援を受けたこと。
- 開設前に必要となった部屋の改装、増築支援を受けたことが有効であった。

### ■学校関係者からの支援

- 小中学校、教育委員会等の理解が得られ、併せて児童相談所の熱心な訪問等があったことが役立った。
- 子どもの進路について、学校の先生が親身になって指導し、考えてくれたこと。
- 学校の協力のもと、養育困難ケースとして、個別ケース会議が開かれたことがとても良かった。

### ■地域住民からの支援

- 住宅地の中にファミリーホームを開設したが、近隣住民がとても理解を示してくれ、委託児童に気軽に声かけをしてくれたり、庭で実った果物を届けてくれたりといった関係性が非常に重要であると感じた。
- ファミリーホームの存在を知り、物資、寄付金を寄せてくれる地域住民等の理解、温かみを感じている。また、ボランティアをしてくれる住民もいる。
- 地域のサッカークラブ、学校、保護者等から委託児童が温かく見守られている実感がある。友達もたくさんいることから、児童が安定していると考えられる。

### ■里親支援専門相談員等からの支援

- 里親支援センターの職員が来訪してくれること。
- 現在、里親支援専門相談員が、月に1度の訪問をしてくれる。子どもの現状を見てもらい、意見交換できる点は非常に良い。
- 里親支援専門相談員が、子ども達の進路について一生懸命対応してくれたこと。

### ■施設職員等からの支援

- 日頃から遊びに来てくれていた施設職員（ファミリーソーシャルワーカー）が、ファミリーホ

ームで宿泊し、子どもを見に来てくれたため、養育者夫婦が休暇をとることができた。

- 近くの児童養護施設長から、児童の養育に関する情報（医療機関、その他）や、養育上の助言をもらい心強く思っている。

## ■児童相談所の支援

- 児童相談所が役場と交渉の上、発達の遅れが見られる障害児を対象とした日中のサポートを受けることができるようになった。
- 児童相談所の定期的な来訪を受けて、子どもの状況や、養育について話を聞いてくれることが有効な支援となった。
- 児童相談所へ訪問し、子どもへの養育のあり方について話を聴いてもらったこと。
- 被虐待児、発達障害児等の問題行動などについて、学校との関わりの中で、児童相談所が関わって調整をしてもらえると、里親だけでは学校に伝えられない点を支援してもらうことができた点が有効であった。
- 養育に関する悩みや、子どもの状況に合わせて、児童相談所が、早め早めの対策を打ってくれたこと。
- 児童が、ファミリーホームで問題行動を起した時に、児童相談所職員が、かけつけて支援してくれたこと。
- 子どもの行動で困った時に、児童相談所に連絡し、適切なアドバイスを得ることができたこと。
- 高校を中退した子どもに対する児童相談所の就労支援。
- 児童相談所が、里親のメンタルケアに心がけてくれたこと。
- 児童相談所の一時保護所の中で実施している心理判定が役立った。
- ファミリーホームから児童相談所への各種の申し出に対して、児童相談所の対応が早くなっていること。
- 児童相談センターが提供しているグループプログラムが有効であった。
- 児童相談所職員は、転勤しても、転勤先から心にかけてくれて連絡をくれること。
- 児童相談所の心理士による相談指導。
- 児童相談所が開催している里親サロンに参加していること。そこでは、児童を遊ばせてくれる支援がある。
- 児童相談所が、こまめに一時保護預かり（レスパイトケア）を提供してくれること。
- 児童相談所が開催する里親及びファミリーホーム支援研修会等。
- 児童相談所の精神科医から、養育に苦慮した子どもについて、長期にわたって定期的な支援を受けることができた。

## ■心理士の支援

- 信頼できる心理士からの、養育者の対応方法についての具体的なアドバイス。
- 毎月ボランティアの心理士が訪問してくれ、アドバイスしてくれたこと。
- 心理士の定期的な面談で子どもが落ち着くことができる。

## ■行政等による専門的支援

- 被虐待経験のある発達障害児を対象に、都の虐待防止センターが実施する心理治療に半年間通ったことが効果的であった。
- 発達支援を目的としたデイサービスを利用することができ養育負担も軽減された。

## ■法人からの支援

- 社会的養護施設を運営している法人が開催する連続講座や研修
- 法人職員による養育上のアドバイス。
- 施設の職員研修（ケース会議）に参加し、勉強できたこと。

## ■他のファミリーホームの養育者との交流

- ファミリーホーム定例会等で、話をきいてもらえる仲間がいること。
- サロンなどで他ホームの話がきけたこと。

## ■その他

- 養護学校校医による健康相談（精神科医）。
- 療育センターへ相談して気持ちが楽になった。

## 6. 関係機関との連携について望むこと

### ■市町村

- 委託時に市町村に情報が確実に伝達され、市町村の子育て支援サービスの中で普通に子育てができることが大切。学校は重要な場であるので同様に児童相談所の同行、説明など必須。施設や里親支援機関との連携については互いに顔の見える関係を作っていくために相互の乗り入れが必要なのではないかと思う。

### ■児童相談所

- 児童相談所からの定期的訪問を希望する。その際、子どもの本音を聞き出し、その上で将来のことを一緒に考え、自立支援計画を作っていくたい。
- 児童相談所が調整して、関係機関が一堂に集まり、協議ができる場を設定すること。
- 児童相談所の担当者が短期間で異動するため、支援の継続性を担保することが難しい環境にある。
- 児童相談所のケースワーカーや心理士が交代すると、関係づくりを一から行う必要がある。異動は仕方がない面はあるが、子どもとの関係構築にあたっては継続性と専門性を考慮してほしい。
- 児童相談所は、可能な児童については、実親との面会の調整を行ってほしい。子どもたちは、年1回程度しか実親と会うことができないため、寂しい気持ちを持っていることがある。親との関係を断ち切ってはいけないと感じている。
- 児童相談所との連携については、委託児童の措置変更、解除が突然であり、それまでの経過、決定までのやりとりがファミリーホームの側からは、よく見えないことが度々ある。地域住民や学校から細かなやりとりを積み重ねて支援を受けたり、特別支援学級に通学できるよう配慮をしてもらっているため、急な措置変更にあたっては、それらを考慮して決定してほしい。
- 児童相談所は、措置決定の時は積極的であるが、その後の連携はあまり良いとは言えない。子どもの問題について実質的なアドバイスを与えられる人材の育成、機会の提供を希望する。
- 措置先の決定プロセスについて不透明なところがあるため、児童相談所と連携しているという意識は薄いと感じている。
- 児童相談所は、委託先であるファミリーホームに児童に関する情報をあまり開示しない傾向がある。そのため、場合によっては、事件が起きてから、少しずつ過去の情報を話すケースもある。養育上は、それでは遅いのではないかと感じている。
- 児童相談所は、ファミリーホームに対してサポーター（応援団）役として機能してもらいたい。お目付け役としての役割、対応が前面に出ている感が否めない。
- ファミリーホームが、いきなり地域をはじめ関係機関と連携を深めることは、簡単ではない。児童相談所が、そのキッカケづくりを行ってほしい。その後は、ファミリーホームが事業者として努力することが求められる。児童相談所は、ファミリーホームの一番の理解者であり、一番の支援者であってほしい。
- 児童相談所が持っている情報を可能な限り開示してほしい。
- 現在の児童の状況について一番分かっているのは、今暮らしを共にしている、家庭、地域、学校であることを理解してほしい。そうした観点から、児童相談所は、ファミリーホームにも足

運び、児童の現状を理解するための正しい情報を収集してもらいたい。

- ファミリーホームからみて、児童相談所が委託児童の措置後のフォローアップの手法を標準化して確立しているのか疑問がある。ファミリーホームから個別に要求して、児童の成長状況や問題を確立しているのが現状であり、積極的なフォローアップの手順を確立してもらいたい。

## ■児童養護施設

- ファミリーホームの養育の質向上のために、児童養護施設の研修なども参加できるようにしてほしい。
- レスパイト先として児童養護施設と連携することを希望する。具体的には、夜間、休日の支援、緊急時に駆けつける等の支援をお願いしたい。

## ■里親支援専門相談員

- 里親支援専門相談員の活動が、見えにくい状況がある。何らかの目標設定が必要ではないか。
- 里親支援専門職員の活動の充実等により、ケース毎に協議できる場ができるようになると良い。
- 里親支援機関や児童養護施設の里親支援専門相談員の活動範囲、レベルが充実することを望む。

## ■学校

- 学校等は先生が多忙なことや、まだまだ私達が育てている子どもの背景等、理解がされていないことが多い。社会的養護について私達がそれを理解されるように伝える役割があると思う。
- 学校、幼稚園、保育園では、養育里親、ファミリーホームの認知度が低い。国、県の行政の方から周知喚起をしてもらいたい。
- 学校の教員は、社会的養護についての関心が薄い傾向がある。

## ■家庭裁判所

- 委託児童のうち、中高生の特に非行問題を有する児童は、家庭のルールから逸脱し学校を中退し、行方が分からなくなることさえある。非行に関わる問題を有する児童は、犯罪に手を染める前に指導が出来る様なシステムを、家裁と連携して構築すること。また、職業安定所等と協働して、就労斡旋等を通じた健全な社会生活、自立の実現を進める必要がある。

## ■全体

- 里親宅でなく、専門職員が在籍する児童相談所、乳児院、児童養護施設、里親支援機関の中でレスパイトサービスが利用できるようになることを希望する。
- 関係機関がファミリーホームの要望に応じて、より俊敏な対応をして頂くことを望む。
- いずれかの機関にファミリーホームの専門担当窓口と専従職員が配置され、明確化されていると連携が行いやすくなると思う。
- もっとフランクに児童相談所、社会的養護施設、里親、ファミリーホームが集まり、子どもの措置先や措置後の対応について話を進められる場があるとよいと思う。ファミリーホームへの委託を進める上でも必要な仕組みであると思う。
- 措置児童の精神的ケア、心理・知能テスト、思春期児童の生活指導を受けられる機能の提供。
- お互いに相互理解、信頼関係を築き連携を図る必要がある、そのためには交流の場づくり、研修会の共同開催を行う方法があると思う。
- 完全な養育者ばかりでないので意見交換、失敗したこと等連携情報交換をするといった研修の企画も必要であろう。
- 地域住民に対して社会的養育に関する情報を伝達し、周知を図る活動。
- 里親自身のケア、子どもを預かってくれるレスパイトケアが広がってほしい。
- 地域住民や里親に対して、教育機関、警察、補導センター、医療機関等を交えて、皆で子どもを育てていく輪を広げていく必要がある。
- 地域での理解者づくり（ジョブトレーニング受け入れ先や児童の相談相手）、措置解除後の子ども

もの居場所づくりや、仲間づくりの支援が行われること。

- ファミリーホームが、子どもの養育について日々悩んでいても、子どもに関わる情報を養育者が全て得ている訳ではない。そのため、適切な対応がとれないこともある。行政や児童相談所は、子どものプライバシー保護を重視するばかり、養育者に情報開示を行えない実態がある。支援機関同士の連携を図るためには、適切に情報を共有する必要がある。
- 各機関との連携、具体的な方法がまだファミリーホーム関係者に周知されていない。
- 連携推進役をいずれの機関が担うのか、地域の中でそれを明確化することが課題であろう。
- 地域差はあると思われるが、居住地域の地域活動があまり活発ではない。当ファミリーホームと民生委員児童委員との交流も少ない。こうした活動を増やしていくことも必要である。

## 7. 現在のファミリーホーム制度について改善を望むこと(設置を進めるために必要なこと)

### ■開設要件の強化

- ファミリーホームの開設要件としては、一定の委託児童数に達したところで始めて認めるといった考え方も必要である。また、補助者の要件を明確に示す必要がある。

### ■養育者の要件強化

- 専従養育者の資格要件は、厳しくすることで質の向上が図られると考える。
- 養育者は、里親経験5年、施設経験3年とする要件だけでは対応力に限界があると感じる。

### ■養育補助者の要件

- ファミリーホームの運営が、独善的にならないようにするために、養育補助者の存在は重要である。そのため養育補助者は、親族ではなく第三者であること、週3日12時間程度は、最低でもファミリーホームで従事すること等の要件を強化する必要があると考える。密室化したファミリーホームの中で、事故や事件が発生し、ファミリーホーム全体のイメージが悪くなることを危惧している。

### ■委託児童の年齢等を考慮した養育者数の弾力化

- 養育者が24時間その事業に係ることが前提であるが、思春期の子どもにとっては大人との関係が近すぎてしまうと息苦しい点もある。また、養育者の側も一生懸命になりすぎて子どもの気持が見えなくなっている実態もある。委託児童の年齢に応じて、複数の養育者を確保できれば人数の弾力化を図ってもよいのではないかと。

### ■措置ルール、調整機能のあり方

- ファミリーホームの配置に偏りがある実態では、児童の委託は、県を越えて行われるようにする工夫が求められる。
- 家庭養護を推進する観点から、高い養育スキルを持ったファミリーホームを識別し、そうしたファミリーホームには子どもの委託を進めてほしい。
- 県内には、児童養護施設が多数設置されている背景があるためか、施設へ委託が優先されている傾向にあると考える。対象となる子ども達が本当に必要としている養護はどのようなものかを考え、資源配置に左右されない措置先を決定しなければならないといえる。そのためには、ファミリーホームの養育の質を高め、社会的養護の受け皿としての機能を供えた上で、里親、児童養護施設それぞれが、子どもが必要とする養育を提供できる場になることが目指すところであると考ええる。
- 委託先の調整は、全県単位ではなく児童相談所単位で検討されている。本地区には委託児童が少なくファミリーホームの定員を満たさないことが多い。委託先の検討にあたっては、個々の児童相談所の所管地域だけではなく全県単位の調整が必要であると考ええる。

- ファミリーホームから児童相談所に対して、委託児童の調整等について意見を交換することができる場がほしい。

## ■定員払いの必要性

- ファミリーホーム開設以前から6名の委託児童と生活していたため、これまでは、養育補助者の給与の支払い等、経費を賄うことについて心配することなどなかった。しかし2年後には、委託児童が高校を卒業し、解除になる予定となっている。定員数を満たさないことから、運営費の確保が難しくなることが予想されている。さらに、大学進学を検討するには費用がかかりさらに厳しい条件となる。こうしたことを踏まえ、定員払いの必要性について検討してほしい。
- 急な措置変更などにより委託児童数が4名になると、ファミリーホームの運営は急激に厳しくなり、養育補助者の雇用継続が難しくなる。新たな措置児童を受け入れるまでの数ヶ月間は、定員払いとする等の対応を検討してほしい。
- 事務費の定員払いがないと、補助者で安定的に雇用することができない。生活費は、何とかやりくりできているが、専従職員の給与を一般公務員並にする等の工夫がないと、40歳代50歳代の専従者の給与としては非常に厳しい条件であるといえる。

## ■事務支援・簡素化の必要性

- 事務とりわけ経理処理については、雛形書類の提供と、直に質問に対応してくれる担当者の配置を希望する。ファミリーホームの開設前研修のカリキュラムとして事務管理についての講座を用意してほしい。
- 里親から展開したファミリーホームの場合、特に経理面での管理、手続きのスキルが乏しい。その軽減策を検討してほしい。
- 事業者であるため社会的な責任を伴うことは理解しつつも、事務作業の負担が大きい。簡素化策について検討を希望する。
- 児童養護施設と同等の事務管理が必要となっている印象を受ける。養育者の事務負担は、日々の子ども達とのかかわりが少なくなる要因となり、ファミリーホームの良さが低減するといえる。事務負担の軽減を希望する。

## ■建物の増改築に要する費用に対する支援

- 一般里親が、定員6名のファミリーホームを開設するためには、居室の数を増やし、バス、トイレ等の増設が必須となる。今後、ファミリーホーム数の増加を目指すならば、里親がファミリーホームを開設する際に発生する増改築に要する費用の補助が必要であると考ええる。
- 自宅を利用してファミリーホームを開設する場合、手持ち資金がないと、補助がないため増改築の対応はできない。住宅取得のためにローンを抱えている状況では、その資金を確保することも難しい。自宅を活用してファミリーホームを開設する場合にも、増改築に要する費用の補助を求める。
- 自治体独自の要件としてファミリーホームに静養室を確保することが定められているが、一般家庭にない部屋の機能は不要ではないか。見直しが必要である。

## ■障害等を有する児童への措置費の加算

- 病弱児、障害をもった子どもの養育を行うために通常よりも多いマンパワーを確保できる措置費を検討する必要がある。
- 当ファミリーホームには、幼児3人中1人が肢体不自由で知的障害児である。養育者の手を要していることから、児童養護施設同様に幼児加算、障害児の加算が必要であると考ええる。
- ファミリーホームから児童が自立していくための支援制度を用意してほしい。

## ■保育園の利用

- 社会性を求める2才児から保育園の入園を可能にしてほしい。
- 幼児については、保育園もしくは幼稚園への通園か、自宅で生活するかを子どもに合わせて選

択できる様にする事が期待される。現行制度では、委託児童は、保育園に入園することができないが、幼稚園に関わる費用は全額補助となる。こうした矛盾を踏まえ、子どもが、多くの子どもと一緒に遊ぶ機会を得られることができるような支援の方法が必要であると考え。

- 保育園に入園できないため、わざわざ遠方の幼稚園に通っている児童がいる。そのため、地域住民、子ども達との交流をもてず、機会を逸していると感じている。

## ■高齢児の教育費の支援

- 高齢児に対する教育費等の補助拡充。
- 措置費について、大学等の進学がかなうよう支度金の増額を希望する。

## ■自立、措置解除後の支援の強化

- 18歳で経済的支援が途切れてしまうことは実態として厳しい。措置解除後の児童は、里親委託であれば、現住所を里親宅とすることができるが、ファミリーホームは、実親の住所とすることが多い実態にある。こうした場合、金融機関で口座開設すること1つをとっても不便な点がある。措置延長もしくは、解除後の支援の継続を求める。
- 学力に課題があり、情緒的に課題を抱えている子ども達の進路について悩むことが多い。こうした子ども達の自立についての支援を希望する。
- 委託解除後も児童がファミリーホームに帰省した際の生活費、相談支援に関する交通費などについては支援の道を拓いてほしい。

## ■措置延長の必要性、措置解除後のフォロー強化

- 委託されている児童が20才まで措置延長になったが、専門学校あるいは短大へ入学した場合、4月生まれの子どものは、誕生日がくると在学中に委託解除となってしまう。そのため、大学、専門学校等に通学している子どもに対しては、卒業まで(3月)を措置延長できる仕組みを検討する必要があると考える。
- 措置解除後の児童の支援が、里親任せとなっている。継続的な支援の仕組みづくりが必要である。

## ■レスパイトケアの確立

- ファミリーホームに対してレスパイトケアが提供されることを期待する。養育者の休養、病気や緊急時に子どもの養育が困難になることが予測される。そうした場合には、他のファミリーホームや社会的養護施設等が支援する仕組みが構築されることが必要である。
- 養育技術を向上し、課題を抱える子どもに対しては、手厚いケアを行っていききたい。しかし、養育が難しい子どもの委託を受ければ、自然と養育者の負担は大きくなる。そのためレスパイトサービスの利用ができるようにし、養育の質が確保できるようにしたいと考える。

## ■法人からの連携支援

- 個人開設のファミリーホームは、児童養護施設、乳児院と里親をつなげる場づくりに参加し、施設を運営する法人のバックアップも得られる仕組みづくりが求められる。

## ■研修の充実

- ファミリーホーム独自の研修制度を確立してほしい。
- 県内では、本ファミリーホームだけで、2つ目の開設には至っていないが、他県の状況を見ると、ファミリーホームの数が増えるにつれ、養育能力のばらつきが見受けられる。数を増やしていくことと並行して、養育の質の向上を図るために研修機会の充実が必要であると考え。特に、里親同様に開設後の養育技術向上のための勉強会の機会を増やしてほしい。

## ■養育後継者の育成支援

- ファミリーホーム事業を次の世代へ継承していくためには、ファミリーホームの中で次の事業管理者を養成できるような仕組みを用意する必要がある。

## ■情報共有の必要性

- 社会的養護を必要とする児童は、心の傷、発達障害など多くの課題を抱えていることが多い。児童相談所や児童養護施設、乳児院が把握している情報について、ファミリーホームの養育者も、子どもの生育歴、障害の状況等の情報を知り、知識を持って養育に取り組む必要がある。養育の専門性を高める上でも、子どもに関する情報の共有を図っていくことが必要であると考えられる。

## ■その他

- 実親が来園した際の生活費、食費、宿泊費などの支援が必要であると感じている。
- 消費税、所得税、市町村県民税、健康保険税などの税額が高額となる。税金面での優遇措置を検討できないか。
- 交通機関等の減免の制度が適応されることを期待される。
- ファミリーホームが、新たに開設を希望するファミリーホームを支援する仕組みづくりが必要であると考えられる。
- ファミリーホームで生活する子ども一人一人について、養育支援プログラムが検討、用意されることが必要であると考えられる。